

特許庁委託事業

インドにおけるデジタル・ネットワークと著作権

2021年2月

独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

Chapter 1: 著作権システムの概要.....	1
1.1 一般概念.....	1
1.1.1 自然発生的権利と著作権登録	3
1.1.2 著作権登録出願の手続き	3
1.1.3 著作権登録に係る料金 (カテゴリー別)	5
1.1.4 著作権の保護期間.....	5
1.1.5 著作物の帰属	6
1.1.6 著作物の著作者人格権	6
1.2 公正な取引 (Fair Dealing)	7
1.2.1 「公正な取引」とその他（侵害に該当しない行為）	7
1.2.2 「公正な使用 (Fair Use)」と「公正な取引」の相違に関する理解	10
1.3 侵害と救済	11
1.3.1 著作権侵害	11
1.3.2 著作権の執行	11
1.3.3 訴訟期間	11
1.4 著作権者と著作物の所有者との関係	12
1.5 著作権と他の知財権との重複	13
1.5.1 著作権と意匠権	13
1.5.2 著作権と商標権	14
1.5.3 著作権と特許権	14
1.6 著作権と契約	16
1.7 著作権に係るライセンス及びロイヤリティ（使用料）	17
1.7.1 自発的なライセンス	17
1.7.2 強制ライセンス	17
1.7.3 法定ライセンス	19
1.7.4 ロイヤリティ（使用料）	22
1.7.5 著作権協会	23
Chapter 2: 情報技術に関する著作権	27
2.1 著作物の種類	29
2.1.1 コンピューター・プログラム	29
2.1.2 グラフィカル・ユーザ・インターフェース(GUI)	29
2.1.3 データベース	31
2.2 情報技術に関する公正な使用	33
2.3 インターネットを通じた研究開発等を目的とした情報の収集・共有・保管	35
2.3.1 データ収集と著作権	35

2.3.2 AI・MLによるデータ活用と著作権	35
Chapter 3: デジタル・コンテンツに関する著作権	37
3.1 映画、音楽などの複製、保存、オンライン配信	37
3.1.1 映画、音楽等	37
3.1.2 パロディーと著作権侵害	37
3.1.3 パロディーの今後の展開	38
3.2 新しい創作スタイル	40
3.2.1 事例	40
Chapter 4. インターネット上の著作権とその行使に係る新課題	43
4.1 技術的手段の保護と権利管理情報の保護	43
4.2 著作権法とIT法(仲介者責任)	44
4.2.1 仲介者	44
4.2.2 仲介者責任	44
4.2.3 仲介者責任と著作権侵害	45
4.3 オンライン海賊版への対応	46
4.3.1 オンライン上の海賊行為	46
4.3.2 裁判所によるオンライン海賊版への対応	46
4.3.3 E コマース・ポリシー案 2019、海賊版対策措置	47
Chapter 5: デジタル著作権侵害関連訴訟の事例	48
5.1 Tips Industries Ltd. v. Wynk Music Ltd. & Anr.	48
5.2 Jagran Prakashan Limited V Telegram FZ LLC & Ors	50

Chapter 1: 著作権システムの概要

1.1 一般概念

1914年以前は、インドには著作権に関する法令がなく、1914年インド著作権法が初めて制定された法令であった。これは主に1911年英国著作権法をベースとしていた。

現在のインドの著作権に関する法令は、1957年著作権法および1958年著作権規則がもとになっている。1957年著作権法は1958年1月21日に施行後、6回改正されている¹。

著作権で保護されうる著作物に対する著作者の権利と義務の認識の高まりに照らして、また、著作権局における実務経験に照らして、このような改正が必要となった。また、インド政府がそれまでに受諾／加盟した様々な協定に基づく国際的な義務を果たすためにも必要であった。

1958年著作権規則は、2013年3月14日施行の2013年著作権規則に取って代えられている。

1957年著作権法第11条に基づき、中央政府は著作権委員会を設立していたが、2017年財政法に基づき著作権法第11条が改正され、著作権委員会は、1999年商標法第83条に基づいて創設された審判委員会に置き換えられた。そして、審判委員会は、著作権法により、または同法に基づいて付与された管轄権、権能および権限を行使することになった。

<インドが加盟する国際条約>

	国際条約	署名日	発効日
1.	著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WIPO Copyright Treaty (WCT))	加盟 (Accession) 2018年9月25日	2018年12月25日
2.	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約 (WIPO Performances and Phonograms Treaty (WPPT))	加盟 (Accession) 2018年9月25日	2018年12月25日
3.	文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約 (Berne)	継続申請宣言 (Declaration of	1928年4月1日

¹ <http://copyright.gov.in/>

	Convention for the Protection of Literary and Artistic Works)	Continued Application) 1928 年 4 月 23 日	
4.	実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約 (Rome Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organisations)	1961 年 10 月 26 日	-
5.	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS))	1995 年 1 月 1 日	-

1957 年著作権法では、以下のカテゴリーで著作物が保護される。

1. 言語著作物 (Literary Work) (コンピューター・プログラム、表、およびコンピューター・データベースその他の編集物を含む。)
2. 美術著作物 (Artistic Work) (絵画、彫刻、図画、版画写真、建築著作物、および美術的技巧を有するその他著作物)
3. 音楽著作物 (Musical Work) (楽曲からなる著作物を意味し、当該著作物の図示表記を含む)
4. 録音物 (Sound Recording) (音声の収録物)
5. 映画フィルム (Cinematograph Film) (録画物の著作物)

登録実務と手続プロセスを円滑に進めるため、また、出願人が抱える様々な懸念や課題を考慮し、インド著作権局は 2018 年に、言語著作物、美術的著作物、映画フィルム、録音物および音楽著作物のためのワークマニュアルを発行した。

ワークマニュアルは、著作権局の公式ポータルサイト²で閲覧することができ、各種著作物の著作権登録要件を充分に満たすための手続プロセスを提示して出願人を手引きすることを目的とする。

² http://copyright.gov.in/Latest_Note23.aspx

1.1.1 自然発生的権利と著作権登録

ベルヌ条約加盟国であるインドは 1999 年国際著作権令³を発出し、外国の著作権で保護された著作物の著作者または所有者が、インド国内でも同様な保護を得られるようになった。1999 年国際著作権令は、以下の原則が基礎となっている。

a. 内国民待遇の原則

一加盟国で生まれた著作物は、その他の加盟国それぞれにおいても、当該他の加盟国が自国民に付与するものと同様の保護を与えられなければならない。

b. 無方式の原則

内国民待遇は、いかなる方式にも依存しない。つまり、方式に沿っていることを保護の条件としてはならない。

c. 権利独立の原則

ある国での保護される著作物の権利の享受および行使は、著作物の本国または他の国で保護が存在するか否かに関わらない。

インドにおいて、著作権登録は義務づけられてはいないが、著作権登録証は、政府認定の有効な文書であり、権利者の主張を裏付ける（一応の確からしい）証拠となるため、迅速な権利行使に資することから、著作権登録は重要視されている。

1.1.2 著作権登録出願の手続き

物品に使用されうる美術著作物に係る著作権登録は、1957 年著作権法第 45 条に基づき申請を行うものとされている。また、その申請書には、商標登録官が発行する、当該美術著作物と同一または誤認を生じさせるほど類似する商標が申請人以外の者により商標登録されておらず、また審査係属中でもない旨の証明書を添付する必要がある。

美術著作物が 2000 年意匠法に基づく意匠に該当しうる場合、その著作物が 2000 年意匠法に基づき登録されておらず、また、著作権者により、業として 50 回を超えて複製されていない旨の宣誓供述書の提出が申請人に求められる。

申請人は、著作権登録のため、著作権の対象への権利を主張する、対象に関心のある者、または申請人が持つ対象への権利に異議を唱える者全員へ、自身の申請を通知しなければならない。申請の受領から 30 日以内に、著作権登録官へ異議申立が行われなければ、登録官は、申請の詳細を著作権登録簿に記入し、著作権登録証を関係者へ発行する。異議申立がなされた場合、当事者へ機会を与えた後、その異議申立を認めるか登録を認めるかについての命令を下すことになる。

³ <http://copyright.gov.in/Documents/International%20Copyright%20Order.htm>

出願: 2013 年著作権規則の規則 70 に基づく FORM XIV

a. オンライン出願

著作権局のオンライン・ポータル (<https://copyright.gov.in/>)

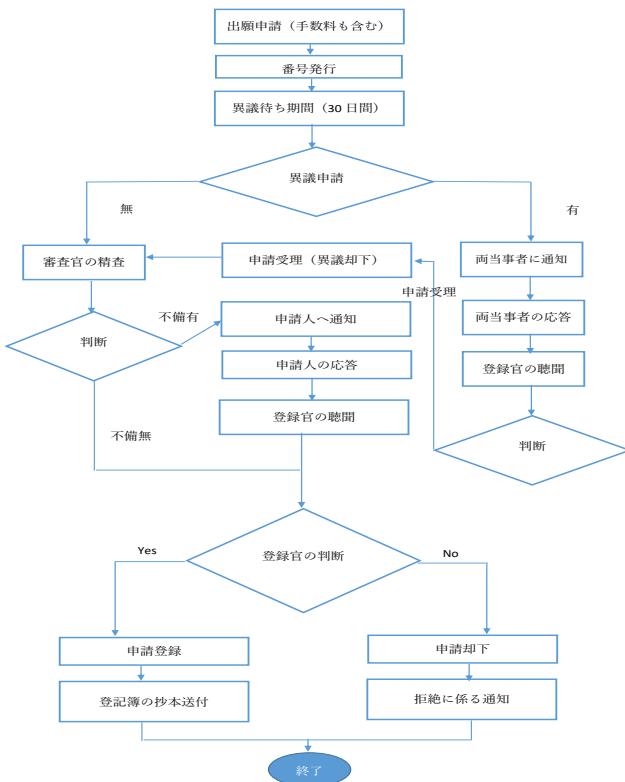
申請人またはその代理人は、ポータルサイトに必要な情報を入力し、カテゴリーごとに必要な料金を支払わなければならない。支払いが完了すると、領収書とともに番号 (Diary Number) が発行される。

b. 紙出願

領収書とオンラインで提出した情報の正式なプリントアウトを、オンライン申請日から 30 日以内に、著作権局へ提出しなければならない。著作権申請書は、他の関連書類とともに提出されるが、関連書類として適用されるものは以下の通り。

- ✓ 著作物の写し
- ✓ 著作者からの同意書（著作者と申請者が別人／別の事業体である場合）
- ✓ 発行者からの同意書（発行者と申請者が別人／別の事業体である場合）
- ✓ stamp paper で作成された委任状（申請書が、弁護士または適正な権限を付与された代表者を通じて提出される場合）
- ✓ 署名権者を指示する取締役会決議書または授權書
- ✓ 2013 年著作権規則第 70 に従い全関係者へ著作権申請通知書が郵送された証拠
- ✓ 著作権申請の際に提出された情報により必要とされるその他の書類

簡易フローチャート :



出典: インド著作権局の公式ウェブサイト (<http://copyright.gov.in/frmWorkFlow.aspx>)

1.1.3 著作権登録に係る料金（カテゴリー別）⁴

カテゴリー	料金 INR (ルピー)
言語著作物 (Literary Works)	500
演劇著作物 (Dramatic Work)	500
音楽著作物 (Musical Works)	500
美術著作物 (Artistic Work) (商品・サービスに関連して使用できないもの)	500
美術著作物 (Artistic Work) (商品・サービスに関連して使用できるもの)	2000
録音物 (Sound Recording)	2000
映画フィルム (Cinematograph Film)	5000

1.1.4 著作権の保護期間

	詳細	保護期間
1.	一般的に、公表された言語著作物(コンピュータ・ソフトウェアを含む)、演劇著作物、音楽著作物、美術著作物(写真を含む)	著作者の死後 60 年
2.	無名および変名著作物 (Anonymous and pseudonymous works)	最初の公表の翌年から 60 年 (権利保護期間に著作者が判明した場合、その期間は、その著作者の死後の翌年から 60 年)
3.	死後著作物 (Posthumous work)、映画フィルム、録音物、政府著作物 (Government works)、公共事業体著作物 (Public undertakings)、国際機関の著作物 (International organization)	最初の公表の翌年から 60 年

⁴ <https://copyright.gov.in/frmFeeDetailsShow.aspx>

1.1.5 著作物の帰属

著作者は作品の最初の所有者として認められるが、その所有権は何らかの合意があるか否かにより状況が異なる。

詳細	所有者
雇用主による雇用（役務提供契約または見習い契約に基づくもの）	事業主
撮影された写真、絵画や肖像画を描いたもの、または彫刻や映画フィルム	著作物が生み出される場にいる者
公衆の面前で行われる演説やスピーチ	演説やスピーチを行う者
代理で公の場で行われる演説やスピーチ	スピーチ等を代理する者
政府著作物	政府
公共事業体の指示または管理の下で、作成された/最初に公表された著作物	公共事業体
国際機関の著作物（著作権法第41条の規定が適用されるもの）	国際機関

1.1.6 著作物の著作者人格権

著作物の著作者は、その著作者であることを主張する権利(氏名表示権(Right to paternity))を有するとともに、著作物に関連して歪曲、切除、改変、その他の行為がその著作権の存続期間の満了前に行われた場合であって、その歪曲、切除、改変、その他の行為が名誉や評判を害するものである場合には、これを抑制し、または損害賠償を請求する権利(同一性保持権(Right to integrity))を有している。これら著作者人格権は、経済的権利が譲渡された後であっても、著作者が行使可能である。

1.2 公正な取引 (Fair Dealing)

1.2.1 「公正な取引」とその他（侵害に該当しない行為）

1957年著作権法第52条に著作権侵害の例外（「公正な取引」およびその他の行為）が規定されている。なお、「公正な取引」という用語は、同法第52条第1項(a)で使用されているが、同法において「公正な取引」という用語は定義されていない。

1957年著作権法第52条第1項(a)

*(a) a **fair dealing** with any work, not being a computer programme, for the purposes of—*

(i) private or personal use, including research;

(ii) criticism or review, whether of that work or of any other work;

(iii) the reporting of current events and current affairs, including the reporting of a lecture delivered in public.

Explanation.— The storing of any work in any electronic medium for the purposes mentioned in this clause, including the incidental storage of any computer programme which is not itself an infringing copy for the said purposes, shall not constitute infringement of copyright.

「公正な取引」という概念が関係する事案は、私的な使用、批評、ニュースもしくは時事問題の報道、または研究などを目的として、著作権で保護されている著作物を使用する場合のみである。

条文	公正な取引に該当する行為（概要）
52(1)(a)(i)	研究を含む私的または個人的な使用 (Private or personal use, including research)
52(1)(a)(ii)	批評または論評 (Criticism or review)
52(1)(a)(iii)	現在の事象および現在の事柄の報告 (Reporting of current events and current affairs)
52(1)(aa)	バックアップ・コピーを作成 (Making copies for back-up)
52(1)(ab)	内部運用のための情報取得 (Obtaining information for interoperability)
52(1)(ac)	観測、研究または試験 (Observation, study or testing)

52(1)(ad)	非営利の個人的利用のためコンピューター・プログラムの複製物または翻案物の作成 (Making of copies or adaptation of the computer programme for non-commercial personal use)
52(1)(b), 52(1)(c)	一時的または付隨的な保存 (Transient or incidental storage)
52(1)(d)	司法手続の報告を目的とした著作物の複製 (Reproduction for judicial proceedings)
52(1)(e)	立法府の事務局による著作物の複製または公表 (Reproduction by Legislature)
52(1)(f)	謄本での著作物の複製 (Reproduction for obtaining certified copy)
52(1)(g)	合理的な抜粋の公の朗読または朗唱 (Reading or reciting reasonable extracts in public)
52(1)(h)	著作物対象とならない事項から成る集合体の公表 (Publication in collection of non-copyright matter)
52(1)(i)	教師または生徒による複製 (Reproduction by teacher or pupil)
52(1)(ii)(iii)	設問の一部、設問の解答の複製 (Reproduction as part of question paper or answer paper)
52(1)(j)	教育機関での実演 (Performance in an education institution)
52(1)(k)	非営利、または閉鎖空間で収録物を聴取させること (A recording to be heard in an enclosed room or non-profit club)
52(1)(l)	アマチュアのクラブの実演 (Performance by an amateur club)
52(1)(m)	新聞、雑誌または記事の複製 (Reproduction in a newspaper, magazine or article)
52(1)(n)	非営利の公立図書館の保存 (Storage by library)
52(1)(o)	非営利の公立図書館の複製 (Reproduction by library)
52(1)(p)	調査、私的研究、または発行を目的とした複製 (Reproduction for purposes of research, private study or publication)

52(1)(q)	官報に公表されたもの複製または発行 (Any matter published in official Gazette)
52(1)(q)	立法府の法律の複製または発行 (Act of a Legislature)
52(1)(q)	政府が任命する委員会、審議会、評議会、会議の報告書の複製または発行 (Report of any committee, commission, council, board appointed by Government)
52(1)(q)	裁判所、審判所または他の司法当局の判決または命令の複製または発行 (Any judgement or order by court)
52(1)(r)	立法府の法律、規則、命令のインドの言語への翻訳を複製または発行 (Production or publication of translation of any Acts or Orders by the Government)
52(1)(s), 52(1)(t) 52(1)(u), 52(1)(v)	絵画、図画、版画または写真の発行 (Publishing any painting, drawing or photograph of a work) 映画フィルムへの包含 (Inclusion in any cinematographic film of a work)
52(1)(w)	二次元の美術著作物から三次元物を作成すること (Making three-dimension object from two-dimensional work)
52(1)(x)	建築図面または設計図に従って建築物または建造物を再建すること (Reconstruction of a building or structure as per architectural drawings)
52(1)(y)	著作権期間満了後、謝辞を除いたフィルムの上映・複製 (Exhibition/reproduction of film after expiry of term of copyright with the exception of acknowledgement to identify the work.)
52(1)(z)	優れた記録的性質を理由として、収録物を作成、長期保存、保有すること (Storage/recording and retention for archival purposes on the ground of its exceptional documentary character)
52(1)(za)	中央政府、州政府、地域当局が行う公式行事での実演 (Performance in religious ceremony or ceremony held by Central Government, State Government or local authority)

52(1)(zb)	私的、個人的な利用、教育、研究のために、障害者に利用可能な形式への変換（Conversion of copyrighted books/ materials into accessible format for the disabled for private or personal use, education or research purpose）
52(1)(zc)	商業用の説明資料の輸入（Importation of promotional materials）

1.2.2 「公正な使用 (Fair Use)」と「公正な取引」の相違に関する理解

1976年米国著作権法では、批評、論評、ニュース報道、教育（教室で使用するための複数回の複製を含む）、学問または研究を目的とする著作権で保護される著作物の使用は「公正な使用」とみなされる。四要素テスト⁵により、上記行為が「公正な使用」として認められるか否かを考查／判断することで、著作権で保護される著作物の使用に対して「公正な使用」を明確に区別する点において、米国の著作権法は大きく進んでいる。このため、著作権で保護される著作物の「公正な使用」としてあらかじめ定義されていないが四要素テストを満たす行為は、米国法に基づき「公正な使用」という恩恵が付与される。

米国の上記規定とインドでの「公正な取引」に関する規定とを比較して見ると、インドで「公正な取引」とされる、私的利用、批評、論評または時事問題もしくはニュースの報道などを目的とする著作権で保護される著作物の使用は、米国では「公正な使用」に当たるものであることが分かる。

一方で、米国の法律は四要素テストを規定し、上記特定目的に加え、1976年米国著作権法でカバーされていない他の行為にも「公正な使用」の保護を拡大している。このため、四要素は、ある行為が著作権で保護される著作物の「公正な使用」であるか否かの判断に大きな役割を果たしている。しかし、インドの著作権法には「公正な使用」は定義されておらず、同法第52条で明示されない他の活動に対して「公正な取引」の保護を拡大するためのパラメーターや要素は提供されていない。

ただし、司法の視点から見ると、裁判所⁶⁷は、1957年著作権法第52条の例外規定に関わる事件を裁定する際に、「公正な使用」および「公正な取引」という言葉を使用している。また、審議に鑑みて、以下の点が示唆されている。

「(第52条で明記されていない)ある行為が侵害に当たらないものであるか否かを裁判所が判断しなければならない場合、裁判所は、四要素テストを参考に、その行為が侵害に当たらないかを判断することができる。」

⁵ 9 F. Cas. 342 (C.C.D. Mass. 1841), United States Circuit Court for the District of Massachusetts

⁶ 2008 (38) PTC 385.

⁷ RFA(OS) No.81/2016

1.3 侵害と救済

1.3.1 著作権侵害

著作権で保護される著作物が、意図的であるか否かを問わず、その所有者もしくは著作者の同意を得ずにそれを使用された場合や、実際の所有者もしくは著作者に著作権があることを示す適切な表示を行わずに複製された場合、その著作権は侵害されたことになる。インドでは、著作権侵害は認識 (Cognizance) できる犯罪とされており、コンピューター・プログラムなどの技術に係る侵害も認識できる犯罪とされている。そして、そのような犯罪行為に対し、5万ルピー以上20万ルピー以下の罰金および6か月以上3年以下の懲役の両方を含む罰則が規定されている。

1.3.2 著作権の執行

a. 民事救済

管轄裁判所に侵害訴訟を提起することで利用ができる。終局的差止命令だけではなく、侵害者から損害賠償（または、別の方法として不当利得の返還）や侵害著作物の破壊、引渡しを請求できる。また、一方的仮差止命令も請求できる。

b. 刑事救済

侵害者に対する刑事告訴を管轄の警察署へ行うことで利用ができる。副警部 (sub-inspector) 以上の警察官は、令状なしで施設を捜索して著作権で保護される著作物の複製物を差し押さえることができ、差し押さえられた複製物および原版を可及的速やかに治安判事に提出する。この犯罪には、罰金、懲役ならびに侵害物品の差し押さえおよび破壊ならびに当該侵害物品の所有者への引渡し命令が科せられる。

c. 行政救済

当該物品の所有者の申立に基づき、税関当局を通じて侵害物品の特定、差し押さえおよび没収ができる。このような権利行使は、国境措置とも呼ばれる。

著作権侵害には、著作物の複製といった直接かつ実際に生じた侵害を含む一次侵害と、侵害の援助／帮助を含む二次侵害がある。著作権者はどちらの侵害に対しても訴訟を起こすことができ、上記救済措置のすべてが行使可能である。

1.3.3 訴訟期間

著作権侵害訴訟を提起する期限は、訴訟原因が発生した日から3年である。訴訟原因が繰り返し発生するような場合には、その期限は、最近の訴訟原因が発生した日（侵害日）から計算される。

1.4 著作権者と著作物の所有者との関係

著作権で保護される著作物に係る製品がユーザ／消費者によって購入されると、適切な対価が支払われた時点で、その製品の所有権が、そのユーザ／消費者に渡る。しかし、著作権で保護される著作物に係る製品の所有権は非常に制約を受けており、著作権者の排他的権利すべてが購入者（ユーザ／消費者）に与えられるわけではない。購入者が得られるのは、**製品を転売する**という排他的権利のみである。

排他権	著作権者	著作物の所有者
複製権	YES	NO
著作物の複製を発行する権利	YES	NO
公共の場で実演する権利	YES	NO
著作物を公衆に伝達する権利	YES	NO
著作物を翻案する権利	YES	NO
著作物を翻訳する権利	YES	NO
著作物を販売する権利	YES	YES
著作物を貸与する権利	YES	NO
著作物を商業的に利用する権利（販売を除く）	YES	NO

1.5 著作権と他の知財権との重複

1.5.1 著作権と意匠権

1957年著作権法第2条(c)で定義される「美術著作物」には、建築著作物が含まれるとされており、建築著作物はさらに、美術的性質もしくはデザインを有する建築物もしくは建造物、またはかかる建築物もしくは建造物の模型を含むと定義される⁸。また、図画（図形、地図、図表または設計図を含む）も含まれる。このため、原画も同法に基づき保護される。一方で、2000年意匠法（この法律の制定により従前の1911年意匠法は廃止となっている。）が存在し、著作権法との間に重複する部分が存在するように見える。しかしながら、両法それぞれが、以下のように保護条項を組み込むことで、存在していると見える重複部分をめぐる混同を解消しようとしている。

1957年著作権法

Sec. 15. (1) Copyright shall not subsist under this Act in any design which is registered under the Designs Act, 2000

(2) Copyright in any design, which is capable of being registered under the Designs Act, 2000 but which has not been so registered, shall cease as soon as any article to which the design has been applied has been reproduced more than fifty times by an industrial process by the owner of the copyright or, with his licence, by any other person. ⁹

2000年意匠法

Section 2(d). "design" means only the features of shape, configuration, pattern, ornament or composition of lines or colours applied to any article whether in two dimensional or three dimensional or in both forms, by any industrial process or means, whether manual, mechanical or chemical, separate or combined, which in the finished article appeal to and are judged solely by the eye: but does not include any mode or principle of construction or anything which is in substance a mere mechanical device, and does not include any trade mark as defined in clause (v) of sub-section (1) of section 2 of the Trade and Merchandise Marks Act, 1958 or property mark as defined in section 479 of the Indian Penal Code or any artistic work as defined in clause (c) of section 2 of the Copyright Act, 1957

各法の上記条項により、2つの知財が区別されている。1957年著作権法は意匠を美術著作物として認め、2000年意匠法は、1957年著作権法に基づき美術著作物と主張される、また

⁸ 1957年著作権法第2条(b)

⁹ 1957年著作権法第15条

は美術著作物として保護される意匠は、2000年意匠法に基づく意匠保護を受けられないと明確に述べている。

1957年著作権法の保護期間は、2000年意匠法の保護期間（10年および5年延長）よりも大幅に長いが、一方で、1957年著作権法第15条(2)は、著作権の範囲で美術的意匠を再定義し、美術的意匠の著作権は当該意匠が適用された物品が業として50回を超えて複製されたときに消滅すると規定しており、美術的意匠の保護を制限している。

したがって、著作権は保護期間が長いものの、多数の商業物品への利用されることを目的とした意匠には向かない。著作権による保護は、特定行事のための意匠を創作する芸術家を守るためにもので、美術的意匠は公開され、その後は使用されることがなくなるか、50回に限定された使用が保証されるのみである。著作権法に基づく美術的意匠は例外的なカテゴリーである。

1.5.2 著作権と商標権

1957年著作権法第2条(c)で定義されるような美術著作物には、商品もしくはサービスに関連して使用される、もしくは使用されうる美術的ロゴまたはラベルも含まれる。こういった美術著作物は1999年商標法の対象であることから、商標と著作物との間に重複があることは明らかである。しかし、この2つの知財の均衡を保ち、調和させるため、1957年著作権法は、当該美術著作物と同一または誤認を生じさせるほど類似する商標が申請人以外の者により商標法に基づき登録されておらず、またはかかる登録が当該法に基づき申請されていない旨の調査証明書を商標登録局から得ることを義務づけている¹⁰。

商標登録局から調査証明書を取得するといった要件は、商品もしくはサービスに関連して使用される、または使用されうる美術著作物に関する係争を避けるための立法機関による予防措置である。

Midas Hygiene Industries Pvt. vs Sudhir Bhatia 事件¹¹において、最高裁判所は、著作権、商標および意匠の3つの知財の重複を検討した際、「商標は標章による識別性と、商品／サービスとの関連性の証拠となり、著作権は独創性の証拠となる。」と述べている。

1.5.3 著作権と特許権

1957年著作権法には、特段、1970年特許法との重複は見られないが、これは主に、特許法では、言語、演劇、音楽もしくは美術著作物、または、映画作品およびテレビ作品を含む他の何らかの審美的創作物が、特許法における発明に該当しないと明確に規定されているためである。

¹⁰ 1957年著作権法第45条。

¹¹ 225 (2015) DLT 178 (DB)

著作権 vs 特許権：ソフトウェアの例

ソフトウェア著作物またはコンピューター・コーディングは著作権の対象となるが、当該ソフトウェアがハードウェア・コンポーネント（コンピューターの物理的かつ電子的部分であって、それが従う指令ではないもの）と組み合わさっている、または統合されている場合、そのようなソフトウェアとハードウェアの組み合わせは、特許法に基づいて保護される。

1970年特許法第3条(k)を見てみると、「数学的もしくはビジネスの方法、またはコンピューター・プログラムそれ自体もしくはアルゴリズムは発明ではないため、特許を受けることができない」と規定されており、誤解が生じやすいのであるが、ソフトウェア著作物が特許を受けることができるようになるためには、以下の要素がなければならない。

- a. 新規性、進歩性および産業上の利用可能性
- b. 特許出願より前に、いかなる形式（メディア、講義、展示または技術展）でも公表、開示、開始または販売されていないこと
- c. 単なるコンピューター・プログラムではない主題を含む形で表現された発明であり、当該主題が明細書において充分に開示されかつ発明の本質的な部分を成すものであること
- d. 当該ソフトウェアがハードウェア・コンポーネント（コンピューターの物理的かつ電子的部分であって、それが従う指令ではないもの）と組み合わさっている、または統合されている

ソフトウェアが上記要素を持たない限り、ソフトウェアに特許保護は与えられない。この場合、ソフトウェア（コーディング）の表現は、著作権法の対象で同法に基づき保護され、当該ソフトウェアのプログラマーまたは所有者は、当該コードの権利を主張できる。

1.6 著作権と契約

著作権者に付与される排他的権利は権利の束から成り、著作物の利用範囲はかなり広いため、これらの排他的権利を（完全または一時的に）移転するに際し、書面による契約をかわすことが重要である。

これらの排他的権利は、独立して管理され、異なる当事者へライセンス、譲渡されるため、権利者と利害関係者との契約を明確な内容の下で締結する必要がある。1957年著作権法に基づき、著作物に関する契約および／またはライセンスを履行する必要最低限の条件を以下に明示する。

- a. 当該契約またはライセンスは書面で作成され、著作権者と利害関係者（自身または代理人）により正式に締結されなければならない。
- b. 契約には、譲渡されるまたはライセンスされる権利とその権利を拘束する必要条件が明記されなければならない。
- c. 契約には、当該譲渡またはライセンスの期間と地域的範囲が明記されなければならない。
- d. 契約には、両当事者間の契約上の取り決めに支払われる対価または使用料を含むものとする。使用料が支払われる場合、著作者／権利者の不在／死亡において使用料を請求する権利が与えられる当事者を、条項で規定／特定しなければならない。
- e. 契約には、契約上の取り決めに基づき創作された、派生のまたは将来の著作物に係る権利の存在について規定されていなければならない。

これらは、権利の円滑な移譲と、それに応じた契約が交わされるように1957年著作権法で義務づけられている。上記規定に対する予備的な条件の一部を以下に示す。

- a. 期間および地域的範囲が明示されない場合は、それぞれ契約日から5年およびインド領域内とする。
- b. 1957年著作権法に基づき、使用料に対する権利は、その他の支払うべき対価とは切り離して認められ、著作者は、使用料を請求する権利を譲渡または放棄できない。
- c. 使用料は著作者に支払われるものであるため、使用料の支払いのために著作物の著作者を特定しなければならない。
- d. 合意された契約の一部に将来の著作物が含まれる場合、当該著作物の権利が明示され、その範囲も適法に認められなければならない。将来の著作物に関する権利は、当該著作物が発生したときから行使されうるものとする。

上記のことから、著作権者および利害関係者は上記要件に沿った取り決めを結ぶことが非常に重要である。

1.7 著作権に係るライセンス及びロイヤリティ（使用料）

1.7.1 自発的なライセンス

自発的ライセンスは、著作権法第30条で規定されており、端的に説明すると、既存または将来の著作物の別を問わず、著作権者は自身の著作権に関してライセンスを付与することが認められている。ただし、将来の著作物の場合は、当該著作物が発生したときにライセンスの効力が生じるものとされている。また、著作権者は、当事者間で権利が重複しないことを条件に、異なる当事者へ別々の権利をライセンスすることができる。

例えば、詩の編集物の著作権者Aは、以下のようなライセンスを結ぶことができる。

- a. 定期刊行物または出版物における詩の発表に関するBへのライセンス
- b. 歌謡曲の録音物作成に関するCへのライセンス
- c. 映画における楽曲（録音物）に歌詞を使用することに関するDへのライセンス
ただし、この取り決めがAとC間の契約で制限されていない場合に限る。
- d. 歌詞を他言語へ翻訳することに関するEへのライセンス

ライセンス契約書では、当事者間で合意した取り決めが細かく記され、その義務と実施の範囲において、当事者を拘束する。

1.7.2 強制ライセンス

強制ライセンスは、著作権法第31条、第31A条、第31B条で規定されており、著作権者の著作物に関して、著作権者の事前の明確な同意なしに、ある行為をするための排他的権利を与えるライセンスの一つである。法定ライセンスと同様に使われることが多いが、著作権法ではこの2つは区別されており、強制ライセンスは審判委員会を通じて使用料率を所有者と交渉することができるが、法定ライセンスでは料率が審判委員会によって予め決められている。

著作権法に基づき、いかなる者も、以下の場合に、公表されていない著作物を公表するために強制ライセンスを審判委員会へ申請できる。

- a. 著作権者が当該著作物の再公表、もしくは公に実演することを拒絶する場合
- b. 当該著作物を放送により公衆に伝達させるため

審判委員会は、ライセンス付与の拒絶に関する著作権者の主張と反論を聞いた後に、著作権者による拒絶の理由が合理的でないと判断した場合、当該著作物に関するライセンスを望む申立人にライセンスを付与するよう著作権登録官に指示することができる。

インドの著作権法では、未公表および既に公表された著作物（または公衆に伝達された著作物）の場合に、以下の条件で強制ライセンスを行使することができる。そして、いかなる者

も、当該著作物を公表する、または公衆に伝達するためのライセンスを審判委員会に申請することができる。ライセンスは、それを行使できる期間、発行可能部数およびその料率を含めた公表の方法ならびに形式を明示しなければならない。

- a. 著作物がインドで非公表とされ、公衆に伝達されていない。
- b. その著作者が死亡、不明もしくは追跡不能。
- c. 当該著作物の著作権者が不明。

事例：権利者がライセンスしていない行為を擁護したケース

Entertainment Network (India) Ltd. v. Super Cassette Industries Ltd.,¹²

事実概要：

インド最高裁で争われた本件の上告人である Entertainment Network (India) Ltd.は、有名ラジオ局の 1 つである Radio Mirchi を運営し、レコード会社 T-Series 傘下の被上告人 Super Cassette Industries Ltd.が所有する音楽を放送していた。被上告人は放送されている録音物の権利を保有しており、上告人に対する終局的差止命令を求めて提訴していた。

抗弁および判決：

上告人は、著作権法第 31 条(2)(b)に基づき、被上告人の著作物に関する強制ライセンスが上告人に付与されており、被上告人は、自身の著作物の公衆への伝達を不当に制限していたと主張した。

被上告人は、上記主張に対し、自身の著作物の放送に関しては、All India Radio (AIR) および Radio City とライセンス契約が結ばれているため、著作物の公衆への伝達に対する制限はなく、当該条項を行使することはできないと反論した。

最高裁は、本件において、著作権法第 31 条の条項を行使できるのは、著作物とその公衆への伝達が拒絶される場合に限られる、と判示した。しかし、本件では、当該著作物は既に公衆へ提供されており、単に上告人を通じて提供されなかっただけであるため、強制ライセンス条項を行使するために必要な基準が満たされなかった。また、最高裁は、著作物の公衆への伝達が拒絶されているというのは真実ではないため、上告人の主張の数々には説得力がないと判示した。さらに、著作権法第 31 条は、公衆の利益と商業面での利益とのバランスを作り出す意図があることを念頭に置いて解釈すべきであることを明確にした。上告人は、被上告人の著作物を侵害した責任を負うと判示された。

直接的な影響：

¹² Civil Appeal No. 5114 OF 2005

強制ライセンスは、特に、市場において独占的傾向が優勢になることを防ぐために必要となる。強制および法定ライセンスは、著作権者に与えられる排他的権利の例外であるため、こういった例外の厳格な解釈に沿う形で行使されなければならない。これは、著作権法が創造的な市場の可能性の強化・促進を目的としており、法律で決定された権利が容易に停止されてしまえば、その目的が台無しになるからである。

1.7.3 法定ライセンス

法定ライセンスは、著作権法第31C条および第31D条で規定されており、著作物のカバー版、言語、音楽著作物、及び録音物の放送に及ぶ。

著作物のカバー版は、保護された著作物全体に基づいて生まれた、保護された著作物の後続版の著作物である。カバー版を作成するために、著作権法第31C条に規定された法定ライセンスの取得が必要となるが、以下に取得条件を示す。

- a. 販売予定の著作物の複製物も含め、当該著作物の権利者への事前通知
- b. 当該通知を、審判委員会が定める使用料の前払いと併せて行う
- c. 当該著作物の複製物（カバー版）には、原作者、オリジナルの実演家および権利者についての表示を含まなければならず、その出所に関して誤解を招いてはならない。また、当該著作物の複製物には、同条に基づいて作成されたカバー版である旨を記載しなければならない。
- d. 当該著作物の言語および音楽的側面に関して、最初の公開から5年が経過するまで改変することはできない。
- e. カバー版の作成者は、これに関する登録簿および会計帳簿を管理し、必要な場合、所定の方法に沿って、権利者、その適法な代理人の閲覧を認めるものとする。

審判委員会は同条に基づき、カバー版の作成者に今後の複製物の作成を差し控えるよう指示し、かつ、使用料の支払いを含む適切とみなす命令をさらに下すことができる。

言語・音楽著作物、録音物の法定ライセンスに係る著作権法第31D条は、放送団体にのみ及ぶとされるが、放送団体という用語はインドの著作権法において十分に説明されていない。しかしながら、放送団体とは、ラジオ放送団体またはテレビ放送機関を含むものと解釈されている。

同条は、著作権で保護される著作物の法定ライセンスを取得して、当該著作物を放送するための必要条件を以下のように示す。

- a. 審判委員会が定める使用料が支払われた時点で、著作物の権利者および実演家へ、放送期間および対象地域を事前通知する。

- b. ラジオ放送およびテレビ放送という 2 つの著作物の放送に関する使用料率は異なるものとし、審判委員会は別個の料率を定めるものとする。放送団体に対して、著作物の権利者への支払いを前もって行うことが求められる場合がある。
- c. 放送（実演家によるものではない）の際、放送団体は、放送される著作物の実演家の名称を発表するものとする。
- d. 以下の場合を除き、権利者の同意を得ずに著作物への変更を行わないものとする。
 - i. 技術的に必要
 - ii. 放送便宜上の著作物の短縮
- e. 放送団体は、放送される著作物に関連する記録および会計帳簿を管理し、必要な場合、権利者、その適法な授權代理人が、所定の方法により閲覧できるようとする。
- f. 同条は遡及的効力または適用を持たず、2012 年著作権（改正）法の施行前のライセンスには影響しない。

上記条項は、著作物の使用対象について明確に規定しているが、クレジットおよび使用料の行使に関する審判委員会の権限については、その詳細を取り上げてはいない。2013 年著作権規則第 VII 章および第 VIII 章が、法定ライセンスに関する当該条文の適用に必要な手続とプロセスを定めている。

事例：著作権法第 31D 条の解釈に係る重要判例

*TIPS Industries Ltd. Vs Wynk Music Ltd.*¹³

最近の判決で、ムンバイ高裁は、音楽のインターネット放送（オンライン・ストリーミング）、デジタル・ダウンロードの提供は、法定ライセンス条項の範囲に当てはまらないと述べた。

事実概要：

原告（TIPS）および被告（WYNK）は、原告の 2 万 5000 曲に及ぶ録音物（歌）のレパートリーを被告へライセンスする契約を締結した。この契約は 2015 年に締結され、2018 年に期限満了となった。ライセンス契約の更新に関する交渉が行われたが、合意に至らず、契約は更新されなかった。それにもかかわらず、被告は当該レパートリーの使用を続けていた。原告による法的通知に対し、被告は、著作権法第 31D 条に基づき、本件では法定ライセンスを行使できると主張した。これに対し、原告は侵害訴訟を提起した。

抗弁および判決：

被告は、オンライン・ストリーミング・サービスを提供する行為が、結果として公衆への伝達につながったと主張した。

¹³ Notice of Motion (L) No. 197 of 2018 IN Commercial Suit IP (L) No. 114 of 2018

原告は、上記の主張に対し、自社による販売と商用貸与サービスの提供は著作権法に基づく公衆への伝達の権利には当てはまらないため、別の条項が適用されると反論した。

裁判所は、録音物の商用貸与および販売と公衆への伝達はそれぞれ別の権利であると述べた。また、裁判所は、同法第 31D 条は被告が提供する購入およびダウンロード機能にまで及ばないとも述べて、同条の行使を拒絶した。

裁判所はさらに、問題の条項の立法趣旨について、録音物の商用貸与および販売という行為と、録音物を公衆へ伝達する権利は、それぞれ同法第 14 条(1)(e)(ii)と第 14 条(1)(e)(iii)という別々の条項で触れられていると述べた。

裁判所は、被告のいくつかの行為は公衆への伝達にあたるもの、このような行為は、同法第 14 条(1)(e)(iii)に基づく原告の排他的権利であると認めた。さらに、被告の主な主張に対応するため、裁判所は、インターネット／オンラインの放送団体は明確には同法第 31D 条の対象になっていないため、被告は同条に基づく主張を行う資格がないと判示した。また、立法者は、2012 年著作権（改正）法の起案時点でのこのような放送業者の存在を認識しつつも、同法第 31D 条の範囲を網羅的にし、テレビ、ラジオ放送団体まで及ぶとしたと述べた。

直接的な影響：

TIPS v. WYNK 事件は、今のところ、現行著作権法の条項は、オンライン・ストリーミング事業者が同法第 31D 条で厳格に決められた放送団体に当てはまらないと認識しているという事実を明確にしている。これは、オンライン／インターネット放送／ストリーミング事業者は法定ライセンスを行使できないことを暗示している。

合議審への控訴：

ムンバイ高裁合議審は、2019 年 6 月 25 日付命令で、単独審が発した差止命令を停止した。

今後の展望：

ムンバイ高裁が現在控訴に対応しており、オンラインプラットフォームに関する著作権法第 31D 条の今後の適用可能性が決まる。

さらに、2019 年著作権（改正）規則案に関して、現在、利害関係者会合の実施、その後の同改正規則の公表が待たれる状況にあるが、インターネット／オンライン放送を著作権法の法定ライセンス条項の範囲内に設定することが予定されている。

もう一つの注目すべき事案は、インド最高裁で係属中となっている *M/S Lahari Recording Company v. Union of India* 事件¹⁴ に関するものである、1957 年著作権法に基づく強制および法定ライセンスの合憲性に異議が申し立てられている。

¹⁴ Writ Petition (Civil) No.667/2018

1.7.4 ロイヤリティ（使用料）

1957年著作権法では、「使用料」と「その他の支払うべき対価(Other consideration payable)」が別々に扱われているが、それぞれを定義しているわけではない。著作者には使用料、当該対価の両方に関する主張が認められており、それらの主張に制約はない。また、1957年著作権法第18条は、映画フィルムまたは録音物の著作物に係る使用料の支払いの要件を別々に規定しており、その但し書きは、著作者に対して著作権の譲受人と対等な立場で使用料の配分を受ける権利を認めている。さらに、同但し書きは、使用料を受ける権利を譲渡または放棄できないものとしている。これら但し書きは、映画フィルムまたは録音物の著作者が自身の創作物から妥当な利益を得られるよう支援することを目的とする¹⁵。

著作者（芸術家）と利用者（制作者）間の契約は、以下のように分けられる。

a. 一括払いの対価に基づく契約

制作者が芸術家を雇用して記録または映画のための著作物を創作する場合、制作者は、著作物のすべての権利はその対価が芸術家へ一括で支払われた時点で制作者へ移譲されるという契約を芸術家の全員と結ぶことができる。

b. 使用料に基づく契約

制作者が芸術家の既存の著作物を、記録または映画のために使おうとする場合、そのような著作物の利用や取得には、当事者間で合意された対価が支払われなければならない。このような状況で、記録または映画の制作者が既存の著作物を使用した場合、芸術家は、記録または映画の目的を越えた著作物の使用について、均等な使用料の支払いについての条項の追加を求める 것도できる。

なお、これに関連し、カルカッタ高裁が、*Eastern India Motion Pictures Association v. Indian Performing Right Society Ltd.*¹⁶事件で重要な決定を下しているとともに、最高裁が*Indian Performing Right Society Ltd. v. Eastern India Motion Pictures Association*¹⁷事件で所見を述べている。これらを踏まえると、制作者は、芸術家への使用料の支払い要件を遵守することが期待されているといえる。

また、通常、映画フィルムの場合は、（使用料の有無を問わず）対価の支払いが必要であるが、映画館において著作物を公衆に伝達するという範囲を越えた作家／アーティスト／実演家の著作物の使用に係る使用料の条項が推奨されるのが望ましい。

¹⁵ https://eparlib.nic.in/bitstream/123456789/758614/1/z2205_F_X.pdf

¹⁶ AIR 1974 Cal 257

¹⁷ 1977 AIR 1443

1.7.5 著作権協会

著作権協会の法的枠組み：

1994年以前のインドの著作権法には、著作権協会による著作権の共同管理に関する規定は存在しなかった¹⁸。インドにおいて著作権の共同管理の重要性が認識され、インド国会は、1994年の法改正により、1957年著作権法第VII章に著作権協会の規定を挿入した¹⁹。具体的には、著作権協会は、同法第33条(3)に基づき登録される団体として定義される。また、同法第33条(1)は、著作権が存在する著作物に関してライセンスを付与する事業は、同法に基づき登録された著作権協会を通じてのみ遂行されるものとすると規定されている。インドでは、同法第33条(3)により、著作者や所有者の権利および公衆の便宜を考慮し、中央政府が著作権協会を登録する権限を有している。1957年著作権法第33条柱書では、中央政府は、通常、一種類の著作物に関して一つの著作権協会を設立することが期待されると規定されており、それに従って以下の著作権協会が同法に基づき登録されている。

- a. 音楽の著作物に関する言語著作物：インド上演権協会（IPRS）
- b. 複写著作物：インド複写権機構（IRRO）
- c. 実演家（歌手）の権利：インド歌手の権利協会（ISRA）

同法第33条(3A)により、著作権協会には5年間の登録が付与され、隨時更新することができる。同法第34条に基づき、著作権協会に、権利の管理の権限が与えられている。著作権協会は、インド領域外で機能する管理団体と互恵契約を結ぶことも認められている。

同法第34条(1)により、一定の条件に従い、著作権協会は、ライセンスの付与および料金の徴収を介して権利を管理する独占的権限を所有者および著作者から受けることができるが、著作権者および著作者は、契約上の取り決めにより、当該権限を撤回することもできる。著作権の管理のため、著作権協会は、著作権で保護される著作物の使用に係るライセンスを発行し、当該ライセンスの対価としての使用料金を徴収し、使用料金を著作権者および著作者へ分配すること等を、同法第35条の規定に沿って遂行することが認められている。

1957年著作権法によると、インドの著作権協会は、会員である著作者および他の著作権者の共同管理の下に運営されるとし、また、ライセンス所有者から料金を徴収し、それを分配する手順を定める前に、会員の許可を得る必要がある。著作権協会は、その機能及び著作権の管理に関する詳細情報を会員に提供しなければならない。著作権協会は、使用料の支払いについて、会員間で差別をしてはならない。著作者と権利者間で分配される使用料は、その著作物の利用に比例するものとされている。

¹⁸ Divya Subramanium, Legislative Comment Protection Of Performers' Rights - Evolution And Administration In India, Ent. L.R. 139, 143(2009).

¹⁹ V.K Ahuja, Law Relating to Intellectual Property Rights 25 (2nd ed., 2015)

著作権協会の機能

著作権で保護される著作物を利用する場合、その権利者からライセンスを事前に取得する必要がある。録音物および映画フィルムの場合、ライセンスは著作権協会、または代理人／権利者自身により付与される。著作権協会に利用申請するにあたり、著作権協会のウェブサイトから当該著作物使用に係る料金等の詳細を確認することができる。著作権協会の主な役割は以下の通り。なお、著作権協会の詳細はインド著作権局ウェブサイト²⁰で確認できる。

- a. 会員の権利の管理
- b. 会員の代理でのライセンス交渉
- c. 会員の代理での効果的な権利行使
- d. 海外での著作物の活用および権利の管理
- e. 小規模・地域の権利者のための適切な代理

著作権協会の一覧（比較）

	IPRS	IRRO	ISRA	Phonographic Performance Limited (PPL)
状況	活動中	活動中	活動中	著作権協会ではない
H P	https://www.iprs.org/	https://www.irro.org.in/	https://isracopyrig ht.com/	https://www.pplindia.org/
主題	ミュージカルに関連する言語著作物	複写（写真）著作物	演者（歌手）の権利	録音物
役割	IPRSは、映画館で上映されている映画の一部として展示されている場合を除き、会員から譲渡された言語著作物や音楽著作物について、ライブ演奏・録音による利用や、著作者の法定使用料の徴収や分配を行うことができる。 ²¹	IRRO IRROは、インドにおいて「言語著作物の複製権」に係る事業を開始し、その事業を継続することを独占的に許可している。 ²²	ISRAは歌手会員に代わって使用料を徴収し、演奏を商業利用しようとするユーザには証明書（Collection Clearance Certificate）を発行している。 ²³	PPL Indiaは、会員の録音物を公共の場での演奏／放送するためにライセンスを行う演奏権団体である。

²⁰ <https://copyright.gov.in/Documents/Copyright%20Societies.pdf>

²¹ <https://www.livemint.com/industry/media/indian-performing-rights-society-signs-music-licensing-deal-with-facebook-11595229978714.html>

²² <https://www.irro.org.in/about-us/overview/>

²³ <https://isracopyright.com/Rights-governed-by-ISRA.php>

著作権協会と代理人(Authorized Agents)

著作権法第 33 条にあるように、映画フィルムまたは録音物に組み込まれた特定の著作物に係るライセンス発行等の事業は、登録された著作権団体にのみとされる。

a. 第 33 条但し書き

「映画フィルムまたは録音物に組み込まれた言語、演劇、音楽および美術著作物に関してライセンスを発行または付与する事業は、本法に基づき登録された著作権団体を通じてのみ遂行されるものとする²⁴」

一方で、著作権法第 30 条に基づき、著作権で保護される著作物の所有者は、ライセンスの管理・発行、著作物の使用料の受け取りといった事務を行うために、代理人を指名する権限を有するとされる。

b. 著作権法第 30 条但し書き

「既存の著作物の著作権者または将来の著作物の予定著作権者は、自らまたはその適法に授権された代理人が署名した書面でのライセンスにより、当該権利に対する利益を付与することができる²⁵」

実際に、同法第 30 条が存在するため、Novex Communication Pvt. Ltd や Phonographic Performance Ltd などの代理人がライセンス発行等の事業に関わっている。

M/s. Leopold Cafe & Stores & Anr. v. Novex Communications Pvt. Ltd.,²⁶ 事件を扱ったムンバイ高裁は、以下の通り述べている。

「14. ライセンスの「付与」と「発行」との間には明確な区別が見てとれる。どちらもそれに接続する語と併せて解釈されなければならない。「発行」はおそらくライセンスを生み出す物理的な行為のこと、「付与」は発行の法律上の効果である。第 33 条が禁じているのは、著作権が存在する著作物におけるライセンスを「発行または付与する事業」への従事であるが、著作権者は自身の代わりにライセンスを付与する代理人を指名できないという意味ではない。一方で第 30 条は、著作権者が自身の代わりにライセンスを付与する代理人を指名することを明確に認めている。第 33 条の明確な禁止を拡大解釈したとしても、第 30 条の明確な許可を否定することはできない。この 2 つの条文を併せて読むと、これらが義務づけているのは、ライセンサーが著作権者から有効なライセンスを得ているということを確認できるように、代理に関する事実が開示されなければならないということである。つまり、ライセンサーが終始代理人のみと取引をしていて、著作権者と直接取引をしていなくても、代理人は、自分が当該著作権の代理であることを明らかにする必要がある。著作権

²⁴ https://copyright.gov.in/Copyright_Act_1957/chapter_vii.html

²⁵ https://copyright.gov.in/Copyright_Act_1957/chapter_vi.html

²⁶ SUIT (L) NO. 603 OF 2014

者に関する事項が開示されず、ライセンスが代理人の名で発行・付与された瞬間に、第33条の禁止規定が効力を発揮することになる。」

当該ムンバイ高裁の意見は、*M/S Event and Entertainment Management Association (EEMA) v. Union of India & Ors.*²⁷ 事件において、デリー高裁も参照している。このことからも、現状では、ライセンスは権利者または代理人によって付与されるのと同様に、著作権協会によっても発行・付与されうると解釈されている。ただし、著作権協会が自身の名称でライセンスを付与できるのに対し、代理人の場合は、ライセンスを発行する本人が特定されていなければならない。

²⁷ CM No.48304/2016 & W.P.(C) No.12076/2016

Chapter 2: 情報技術に関する著作権

情報技術は主にプログラム／コーディングを通じて開発されるものであり、当該ソフトウェア／コーディングは、特許ではなく、著作権に基づき保護される。このため、著作者と所有者の区別は、情報技術において極めて重要であるといえる。

創造性

「創作的著作物(Original work)」／「創造性(Originality)」および「実質的な複製(Substantial copy)」は、1957年著作権法で定義されていないが、著作物が著作権を受けることができるか否か、また、著作権で保護される著作物の侵害が実際に起きているのか否かを判断する上で極めて重要な用語である。これらの用語の定義は、時代の必要性に沿った解釈ができるよう、立法機関が意図的に省略したと考えられる。現在の司法によると、「創造性」という語は必ずしも、著作物は独自かつ革新的なアイディアの表現でなければならないという厳格な形で適用されるわけではないが、法律では、創作者によるある程度の努力が求められる。司法は、多様な基準によって著作物の著作物性を判断するにあたり寛大な解釈をしており、確立された基準を、時間とともに改善させている。この基準は、額に汗の原則(Sweat of Brow Doctrine)²⁸から、わずかな創造性(Modicum of Creativity)²⁹へと発展し、現在はスキルと判断テスト(Skill and Judgment test)³⁰に至っている。*Eastern Book Company and Others v. D.B. Modak and Another*³¹事件では、著作者が自身のスキル、労力および資本を使ったことを表す資料(最小限の創造性を表す資料)を示さなければならないと理解されている。

技術関連の創作物の場合、当該技術の創造性の検証が重要となる。技術は、既存の著作物の改良であって、創作的著作物として開発されるものである。この創作的著作物は、インドでは確実に著作権法に基づく保護を受けることができるが、改良された著作物(既存の著作物が基となっているもの)の場合、原所有者による承認を条件に保護および登録がなされる。

最高裁判決によると、著作権で保護される著作物には、より多くの個人に、労力と資本だけでなくスキルも使うことを奨励するため、最小限の創造性がなければならない。

²⁸ [University of London Press Ltd v University Tutorial Press Ltd](#), [1916] 2 Ch 601; *Burlington Home Shopping Pvt. Ltd. v. Rajnish Chibber*, 61 (1995) DLT 6.

²⁹ *Bleistein v. Donaldson Lithographing Co*, 188 U.S. 239 (1903); *Feist Publication Inc. v. Rural Telephone Service*, [499 U.S. 340](#); *Key Publications, Inc. v. Chinatown Today Publishing Enterprises Inc.*, 945 F.2d 509 (2d Cir. 1991)

³⁰ *C.C.H Canadian Ltd. v. Law Society of Upper Canada*, 2004 (1) SCR 339 (Canada); *Eastern Book Co. v. D.B. Modak*, (2008) 1 SCC 1.

³¹ (2008) 1 SCC 1.

著作者と所有者のジレンマ

通常は、技術が開発されると、その技術／コードの開発者またはプログラマーが著作物の著作者となる。一つの著作物に寄与する者が複数いる場合、インドの著作権法では、寄与する者全員が、その寄与の範囲において著作物の著作者とされる。

そして、著作者が独立した開発者またはプログラマーである場合、所有者はその開発者またはプログラマーとなる。ただし、その開発者またはプログラマーが雇用契約の下で著作物を創作した場合、雇用主が当該著作物の所有者となる。同様に、独立した有償契約の下で著作物が創作される場合、当該開発者またはプログラマーのサービスを対価と引き換えに使用する契約当事者が、当該著作物の所有者となる。

著作権を主張する、および／または著作権を登録するためには、著作者および所有者の関係の特定が重要である。著作権登録に際して、著作権局は、所有者による権利の移譲を確実に行えるように、著作者の情報を求めるこことになっている。同様に、権利行使に際して、侵害または悪用を主張し、必要な手続を進めるために、所有権の移転経緯を適切に示されなければならない。

2.1 著作物の種類

情報技術関連の著作物として、以下のようなものが挙げられる。

- a. コンピューター・プログラム
- b. グラフィカル・ユーザ・インターフェース(GUI)
- c. データベース

2.1.1 コンピューター・プログラム

1957年著作権法第2条(ffc)は、「コンピューター・プログラム」を、語句、コード、スキームまたは機械読み取り可能な媒体を含むその他の形式により表現された一連の指令であって、コンピューターに特定の作業を実行させまたは特定の結果を達成させることができるものと定義している。

1970～1980年代、著作権制度が保護するのはアイディアの表現であってアイディア自体ではなく、特許制度が保護するのはアイディア自体を含む製品または製法を保護するものであるとの観点から、ソフトウェアは著作権法で保護されるべきか、それとも、特許法で保護されるべきかという議論が起きた³²。その後、インドでは、ソフトウェアの表現（プログラム、つまり、特定の作業をコンピューターに実行させるための指令の集合）は著作権で保護されるが、当該ソフトウェアが、ハードウェア・コンポーネント（コンピューターの物理的かつ電子的部分であって、それが従う指令ではない）と組み合わさっている、または統合されている場合、その組み合わせは、特許を受けることができる発明とされ、特許権で保護されることになった。

2.1.2 グラフィカル・ユーザ・インターフェース(GUI)

一般的にGUIは、ウィンドウ、アイコン、メニュー等の要素を使用してコンピューターとの視覚的な相互作用を発生させるものと認識され、最新のオペレーティング・システムで使用されている。

GUIの例

- a. オペレーティング・システム(例：Microsoft Windows, Apple's Mac OSX Lion)
- b. スマートフォン画面(例：Apple iOS, Windows Phone, Android)
- c. モバイル・アプリケーション(例：iBooks for iPhone, Facebook for Android)
- d. テレビ・メニュー(例：Direct TV's channel selection guide)

³² <https://www.wipo.int/copyright/en/activities/software.html>

メニュー命令の階層

メニュー命令の階層は、外観と操作感に非常に密接に関係するとともに、ユーザがプログラムを実行し、特定事項を行うためのコマンドから構成されるものと理解されている。そして、これらコマンド配列³³は、単純に、ソフトウェアプログラム内におけるコマンドの配置または選択を意味するものに過ぎない。

メニュー命令の階層は、運用方法の性質が強いところ、運用方法は著作権の保護を受けられる著作物ではないとされている。この点について、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）第9条(2)で以下の通り規定されている。

“著作権の保護は、表現されたものに及ぶものとし、思想、手続、運用方法又は数学的概念自体には及んではならない。”

著作権登録および保護

(相互作用コード等からなる) ユーザ・インターフェースに関する限り、ソフトウェアとしての範囲での著作権の保護を受けることができる。しかし、実際に GUI を形作るユーザ・インターフェースの視覚的側面は著作権法に基づいて保護されうるかという重要な問題が生じる。これについて、多くの議論が重ねられてきたが、現在、インド著作権局は、プログラムもしくはコードで生成された検索結果のページまたは画面表示は、当該プログラムまたはコードに対して付与された登録に基づき保護されうる旨、明確にしている³⁴。

これを考慮すると、ソフトウェアに関する著作権登録が最も適切であると思われるが、プログラムまたはコードが美術的性質の画面表示（アイコン、テキスト、ダイアログ・ボックスなど、独創的な最終表示の一部を成す要素を含む。）を生成する場合、美術著作物の範囲で別途登録することもできる³⁵³⁶。著作権の保護を受けることができる著作物に複数の保護区分が設定されているのは、著作物への保護が適切に付与されるようにするためである。

著作権保護により、著作権者は、プログラムまたはコードに加え、結果として得られる画面表示の保護を確保し、第三者による GUI の不正使用または複製を制限することができる。

³³ Aaron Schwabach, Intellectual Property: A Reference Handbook, (2007), page 53,

<https://books.google.co.in/books?id=DAheQ2Dl2NQC&pg=PA53&lpg=PA53&dq=Menu+Command+Hierarchy&source=bl&ots=uiQtVvy4p&sig=ACfU3U3WoxjH8RywPVc17WoPofp2B1->

³⁴ <http://copyright.gov.in/frmFAQ.aspx>

³⁵ <https://copyright.gov.in/frmFAQ.aspx>

³⁶ http://www.git.edu/wp-content/uploads/2019/02/6-LITERARY_MANUAL.pdf [Page 22]

2.1.3 データベース

データベースは一般に、非常に有益な情報を収集したものであり、容易に参照できるよう、創作的な方法でまとめられたものである。しかし、それが創作的であったとしても、著作権を受けることができる主題であるか否かは別の問題である。

データベースの保護に関する、注目すべきインドの判例を以下に示す。

- *Burlington Home Shopping v. Rajnish Chibber*,³⁷

デリー高裁の判決によれば、編集物は、それが時間、労力およびスキルを割いて作り上げられたものであれば、著作権の対象となる可能性がある。この判決は、著作物がスキルおよび労力の結果であれば、著作物に対する著作権は存在すると結論づけた *University of London Press v. University Tutorial Press*³⁸事件で導かれた原則に依拠している。この原則は、“額に汗”の原則として広く知られている。本件では、情報は一般的なものであるが、時間、金額、労力およびスキルを通じて編集した、住所を含むデータベースの編集物に著作権は存在するか否かが争点として挙げられた。裁判所は、このようなデータベースの編集物は言語著作物であるため、著作者に著作権が与えられるという見解を示した。なお、この見解を示すにあたり、裁判所は、*Govindan v. Gopalakrishna*³⁹事件において、「編集物」の場合にあって、独創性が非常に僅かであっても、その独創性は法律で保護されるものであると判示された点にも依拠した。

- *Tech Plus Media Private Ltd. Vs Jyoti Janda & Others.*,⁴⁰

本件は、出版社の情報技術に係る著作権（自社のウェブサイト／ニュースポータルサイトに訪問した者の e メールアドレスからなるデータベースに関するもの）が、同様のビジネスモデルの下で事業を立ち上げた 2 名の元従業員によって侵害されたとする事件である⁴¹。裁判所は、スキル、労力および資本の要件ならびに最小限の創造性が、著作権の保護を受けられるか否かの基準であると導かれた、*Eastern Book Company Vs. D.B. Modak*⁴²事件における最高裁判決を参考した上で、本件に関して、原告は、著作権侵害訴訟で勝訴するために不可欠な重大な事実命題を主張しなかったと判断し、原告データベースは、原告ウェブサイト／ニュースポータルサイトの訪問者の e メールアドレスを単に集めたものに過ぎないと見解を示した。

³⁷ 61 (1995) DLT 6

³⁸ [1916] 2 Ch. 601.

³⁹ AIR 1955 Madras 391

⁴⁰ CS(OS) 119/2010 & IA No.920/2010.

⁴¹ https://www.business-standard.com/article/opinion/reward-for-persistent-litigation-114100500642_1.html

⁴² (2008) 1 SCC 1

- *Navigators Logistics v Kashif Qureshi*,⁴³

デリー高裁は、担当者名や連絡先などを載せた顧客／クライアントの極秘情報やリストの作成は純粋に機械的な行為であり、著作権を受けることができる主題にはならないとの見解を示した。原告が顧客リストの編集技術や基準を開示しなかったことが、この見解の主な理由となった。裁判所はさらに、原告がこの編集のために雇った著作者の氏名も開示していないと述べた。原告は企業であるため、著作権法上の著作者とはなり得ない。よってデリー高裁は、原告が著作権を主張するには、提示されなかつた著作者の身元を開示する必要があると判示し、申立を棄却した。

上記から、データベースが著作権の保護を受けるには、その作成にあたり、スキル、労力および資本、そして最小限の創造性が確保されていなければならないと結論づけられる。さらに、データベースは、以下の異なる区分として著作権が認められる可能性がある。

a. 情報

データベースに掲載された情報が、極秘、独自かつ創造的である場合、当該情報は言語著作物として保護されうる。情報自体に著作物性があると主張する場合、独自性と最小限の創造性の立証責任が申請人の大きな負担となる点に留意すべきである。

b. データベース・コード

入力に基づき、必要な情報を出力するために、蓄積されている情報を整理するデータベースである場合、その入力に基づく情報整理に必要なコードは、著作権の保護を受けることができる独創的な要素である。こういったコードは、インドの著作権制度において、ソフトウェア著作物として登録することができる。

評価：技術は多様な創作物を生み出すが、著作権保護のためには特定要件が必要となる。

- コンピューター・プログラムや GUI はコードで作られるので、ソフトウェアのカテゴリで著作権登録ができ、結果として得られる画面表示も同時に保護される。
- コンピューター・プログラムおよび GUI が独創的な美術的画面表示を生み出す場合、別途、美術著作物としての独立した著作権登録を申請できる。
- 技術の著作物を著作権で保護するために、以下の要件を証明しなければならない。
 - 独自性
 - 最小限の創造性、スキル、労力、資本および判断
 - 著作物が単なる労力と資本によって生み出されたものでないこと
 - 著作物の著作者／プログラマーは自然人であること
 - 著作物の所有権が、適切に申請人へ移譲されていること

⁴³ (COMM) 735/2016, 17 September 2018

2.2 情報技術に関する公正な使用

著作権を受けることができる表現形式に沿った技術的著作物も、インド著作権法で定められた使用の例外対象となりうる。その例外（制限）範囲は、当該著作物の使用の種類に左右されるが、合理的で正当な法の原則に基づいて検討されることになる。

1957年著作権法第52条はこれらの例外を定め、著作権で保護される著作物の侵害に当たらない行為を列挙している。同条は1994年と2012年に改正されたものであり、技術が急速に拡大する時代に合った様々な最新の措置が組み込まれている。

- 著作権の侵害に当たらない主な行為の概要（同法第52条(i)）
 - (a)以下の目的のための、コンピューター・プログラムでない著作物の公正な取引
 - (i) 研究を含む私的または個人的な使用
 - (ii) 批評または論評
 - (iii) 公に行われた講義を含むイベントの報告
- 説明 – 当該目的の下で、電子的媒体へ著作物を保存すること（当該目的の下で、それ自体が侵害複製物とはならないコンピューター・プログラムの付随的な保存を含む）は、著作権の侵害に当たらない。
- 同法第52条はさらに、公正な取引に当てはまるコンピューター・プログラムの様々な使用および当該著作物の複製物の作成について規定する⁴⁴。これらは、技術と著作権に関する公正な取引の核心部分となる。特に、同法第52条(ab)および(ac)は、同様の著作物を作成する助けとなり得る基本的な機能を特定するために、著作物の合法的な複製を認めている。これは、単に侵害者に同様に機能する著作物を自由に利用させてしまうものに見えるが、この条項は、明らかにコンピューター・プログラム向けに作られたものであり、イノベーションと創造性を促進・奨励するという、インド著作権法の基本的な立法趣旨を反映したものである。
- 同法第52条ではさらに、私的および個人的な使用に限定されない複製であっても侵害とならない一般的な複製行為について規定するが、コンピューター・プログラム向けに特化したものではない。

⁴⁴ Section 52 (aa), (ab), (ac), (ad); Section 52 (b) and Section 52 (c)

ソフトウェア／コンピューター・プログラム：公正な使用における問題点

公正な取引の原則の適用が合理的で正当であったとしても、著作権法の一部条項の解釈によつては、一見して侵害に当たるとの議論が生じることがある。最も問題視される点は、公正な取引に係る条項で認められている「リバース・エンジニアリング」の正当性である。

現在、インドの法律では、リバース・エンジニアリングとその著作権侵害に係る問題への明確な対処が規定されていない。

なお、コンピューター・プログラムの侵害および悪用の問題は、ソフトウェア契約から生じることもあり、その裁判権は、ソフトウェア／コンピューター・プログラムが、1930年物品販売法第2条(7)における「物品」に該当することを根拠として生じるとされている。

事例：*Tata Consultancy Services v. State of Andhra Pradesh*⁴⁵

最高裁は、コンピューター・プログラム／ソフトウェアは知財であるとともに、以下に関する特性を有していれば物品となる、と判示した。

- a. 能力
- b. 売買が可能である。
- c. 送信、譲渡、配達、保管または所有することが可能である。

⁴⁵ 271 ITR 401 (2004)

2.3 インターネットを通じた研究開発等を目的とした情報の収集・共有・保管

2.3.1 データ収集と著作権

デジタル化が急速に進む中、インターネット上のデータ（画像、文章等）だけではなく、モノのインターネット（IoT）といった手段が実装された各種機器が収集した膨大なデータの活用が大きな価値を生むようになってきている。これらのデータ自体に著作権が帰属することは間違いないが、大量の個人情報（例えば、食事の好き嫌い、健康状態等も含む）と考えられるものも取り扱われるようになっており、プライバシー侵害という観点から情報管理の問題になっている。

インドでは、これらのデータを利用する際には、当事者間で取り決めを結び、所有権の帰属についても対処されるべきであり、そうでなければ、権利侵害に該当するとの一般的な考えに留まっている。つまり、デジタル化が進む中、情報処理技術を駆使し、他者の著作物を鑑賞等する目的でない行為（例えば、コンピューターの内部処理のみ利用されるコピー等）や、他者の著作物を軽微な形で利用することで、新たな知見や情報を生み出し付加価値を創出するといった行為が頻繁に行われるようになってきたが、これらに関する知財の扱いについて、インドでは未だ議論の発展途上であり、今後のインドの裁判所における判断が待たれる状況にあるといえる。一方で、個人情報、プライバシーの問題については、インド国内法整備中であり、今後の進展が待たれている。

2.3.2 AI・MLによるデータ活用と著作権

データベースに係る所有権

一般的に、データベース（編集物）は、個人または（従業員やAI等を利用した）事業体により作成されるところ、データベースの所有権は、コンテンツの編集を指示する者が編集物の所有者として認識される。例えば、ある個人が自身でデータベースをまとめれば、その編集物（知的創造物）はその個人自身によって所有され、事業体の従業員が編集物を作成した場合、所有権は（合意を条件に）事業体に付与される。大抵の場合、編集物の作成には複数の人間が関わるため、編集に多数の者を従事させる事業体または個人は、編集物に対する著作権に関して、関係者全員と有効な契約を締結する義務がある。

研究開発のためのデータ利用と著作権の例外

著作権法第52条は、第1項第(a)号、第(p)号および第(zb)号において、著作権で保護される著作物の研究開発への利用は、教育目的、私的な勉強または個人的な利用に限られるが、侵害行為から除外されている。このため、第52条で明確に除外されているものを除

いた商用研究または発行物は、著作権で保護される著作物の所有者からの承認と許可が必要となる。そして、人工知能（AI）または機械学習（ML）を目的とするデータ利用も、上記のような特定の目的での使用でない限り、除外項目に基づく保護は受けられない。そのため、各データの所有者から許可を得る必要がある。

また、データベースが、別の事業体が所有するAIシステムによって利用される場合、そのデータベースおよびそのデータ用途に関して著作権侵害となるか否かは、データベースの所有者とその事業者（AIシステムの所有者）間の契約に依拠することになる。AI活用に関連する成文法規定がないため、二者間の契約がなければ侵害となり、コモン・ロー上の救済に頼ることが必要となる。

AIが作り出すコンテンツ – 著者資格と所有資格

最近では、AIシステムが、人間の介入なしに成果物を定め、作り出すまでに発達している⁴⁶。一般的に、AIシステムが人間によって蓄積された情報を使って著作物を作り出した場合、作り出された編集物、成果物または創作物は、AIシステムの所有者によって所有されることになる。

実際には、AIシステムが人間の介入なしに成果物を創出する場合の著作者資格、所有者資格はどちらも適切に定義されていないが、インドの著作権法では、著作者は人間でなければならないため、AIシステム自体は著作者として認められない。一方で、AIシステムが人間の補助なしで著作物を創り出すということは、成果物を生み出すためのアルゴリズムをAI自身が作り出し、特定できるようにプログラミングされていると推定し、十分なプログラミングスキル、判断および創造性が当該AIシステムを作ったプログラマーに付随するとみなしうる⁴⁷。さらに、人間の介入の有無や創作物の種類を問わず、AIシステムは個人または事業体に所有されるため、AIシステムが創り出す著作物は、AIシステムの所有者に付随すると考えられる。したがって、AIシステムの所有権が、AIシステムが作り出すコンテンツに対する権利の帰属を明確にしていると考えられる。

AIシステムの所有者がAIシステムに情報を入力し、AIがその情報を使って成果物を創出する事例

事例：Belisha Beacon のデビュー作「This Is Fine」は、Beacon が書き下ろした1行のコードから、AIシステムにより、次の別コードを書き出していくことにより、5つの楽曲を創作したものである⁴⁸。Miri Kat のデビューアルバム「Pursuit – プルシット」は、AIシステムを通じて創り出された音楽のもう一つの好例で、多様なオープンソースプログラムを使用してライブコーディングされたものである。

⁴⁶ Andres Guadamuz, Artificial intelligence and copyright, WIPO Magazine: https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2017/05/article_0003.html

⁴⁷ <https://www.mondaq.com/india/copyright/876800/artificial-intelligence-and-copyright-the-authorship>

⁴⁸ <https://daily.bandcamp.com/lists/music-ai-coding-algorithms>

Chapter 3: デジタル・コンテンツに関する著作権

3.1 映画、音楽などの複製、保存、オンライン配信

3.1.1 映画、音楽等

映画、ドキュメンタリー、短編映画などの形式の動画は、1957年著作権法に基づき映画フィルムとして区分される。同様に、音楽、歌謡曲録音物、器楽録音物などの形式の音声は、同法に基づき音声録音として区分される。

複製、保存および頒布（販売、公衆への伝達等も含む）は基本的な排他的権利であるとともに、同法第2条の映画の著作物および音声の著作物の定義において、「媒体を問わず」という文言が使用されていることから、映画フィルム、音声録音に関する排他的権利が、オンラインプラットフォームにも及ぶと解釈されている。

例: *Star India Pvt. Ltd. & Anr. v. Haneeth Ujwal & Ors.*⁴⁹

原告は、2014年のインド対イングランドのクリケット・テスト・シリーズを不法にホストし、ストリーム配信、放送、再送信する100を越えるウェブサイトの削除を求めた。被告全員の特定が難しいことから、デリー高裁はジョン・ドウ命令を出し、被告に対し、いかなる方法によっても、インターネットを通じて、原告の放送をホストし、ストリーム配信、放送、再送信、展示、視聴およびダウンロードを可能にすること、公衆（購読者およびユーザを含む）に対して利用可能にすること、公衆に伝達すること、を制限した⁵⁰。

3.1.2 パロディーと著作権侵害

パロディーとは、第三者が既存の創作的著作物をユーモアのある方法でまたは滑稽に表現したもので、以下の意図を持って行われる。

- a. 著作権者と競わない⁵¹。
- b. 原作の創作的著作物を不適切に使用しない⁵²。

批評家またはパロディー作家は、著作権者と競わずに、より目立つ方法で不備や内容を指摘し、表現するために、パロディーを作り出すことができる。不適切な使用とは、元の内容を誹謗中傷するパロディーを作り出すことであり、パロディーは、定義されていないが、その本質からして、不備や品質、問題をユーモアのある方法でのみ表現しなければならない。

⁴⁹ CS (OS) No. 2243/2014

⁵⁰ <https://www.mondaq.com/pdf/clients/689780.pdf>

⁵¹ M/s. Blackwood & Sons Ltd. v. A.N. Parasuraman, AIR 1959 Mad. 410.

⁵² *Id.*

事例：*Civic Chandran v. Ammini Amma*⁵³

ケララ高裁は、パロディーが著作権侵害であるか否かを判断する以下の基準を打ち出した。

- a. コメントまたは批評に関連する問題の量と価値
- b. 目的
- c. 原作とパロディーの競合の可能性

パロディーは、インド憲法で保障される基本的権利である言論と表現の自由に基づくものである。言論と表現の自由は、意見を持ち、それを合理的な範囲内で表現する権利を人々に与えているが、中傷や犯罪の扇動などは制限される。そのため、パロディーは、その表現が内容や著作者の名声を傷つけず、著作物の意図を誤って伝えない限り、著作権侵害に対する抗弁として受け入れられる。

3.1.3 パロディーの今後の展開

技術とOTTプラットフォームの登場により、コンテンツの大半が、オンラインプラットフォームを通じて容易に利用でき、商用化もできるようになっている。そして、オンライン、特にユーチューブのコンテンツの大部分が、プラットフォームのポリシーによって商業的な利益につながる風刺かパロディーである。一方、特にエンターテインメント業界において、パロディーは、今や営利事業の源となっており、原作の所有者／著作者がその商業的利益の恩恵を受けられないのは不当であるとの意見もある。また、パロディーは、原作のコンテンツに対する一個人の表現として認められてきたが、現在、パロディーは営利事業にまで拡大しており、公正な取引や例外として正当化するのが難しくなってきているとの意見もある。

事例1：インドのマッチングサイトのパロディー

2020年7月、インドの人気女優S氏が、自身のインスタグラムアカウントに、ネットフリックスで最近公開された「今ドキ！インド婚活事情」というリアリティー番組の短いパロディー動画を掲載した。説明欄には、「実生活のパートナーは義理の母私はこうして勝ち気な義母を見つけました！理想の相手。(Asli life partner toh Mother in law hoti hai 😊 this is how I found my Sassy Saasu! The perfect match)」と書かれている⁵⁴。動画では、S氏が、理想的な義母の基準をこき下ろし、そのリアクションとして、リアリティー番組のホストであるT氏の映像を合間に挿入している⁵⁵。

事例2：Flipkartの広告「India wants to know」

2013年に、Flipkartは「India Wants To Know!（インドは知りたい）」というタイトルの

⁵³ 1996 PTR 142

⁵⁴ https://www.instagram.com/p/CDA149BH8bE/?utm_source=ig_embed

⁵⁵ <https://www.hindustantimes.com/tv/sameera-reddy-spoofs-indian-matchmaking-asks-sima-taparia-to-find-her-an-ideal-mother-in-law/story-vpjARd8hvmGALYXmz5YMN.M.html>

広告キャンペーンを打ち出した⁵⁶。このコマーシャルは、インドを代表するニュースキャスターと有名ニュース専門局の報道スタイルのパロディーであった。動画では、オンラインショッピングの恩恵について議論されている時に、そのニュースキャスターの攻撃スタイルが真似られていた。かわいらしい子供たちが、有名セレブのクセを真似てコントをしている⁵⁷。

事例 3：インドの広告のパロディー

お笑いグループ S が、2015 年に 「Indian Ads versus Reality（インドの広告と現実）」 というパロディー動画を出した⁵⁸。この動画は、インドの美白クリーム、チョコレート、炭酸飲料などの広告の裏側にある現実を探りあてている。化粧品の皮膚科学的利点やあるブランドのお茶の恩恵を宣伝する医者、ソフトドリンクを買うために命を危険に晒す人々など、俳優が様々な役柄を演じている⁵⁹。

⁵⁶ <https://www.youtube.com/watch?v=zrF-iaB5ahE>

⁵⁷ <https://www.indiatoday.in/movies/bollywood/story/indian-showbiz-more-so-bollywood-finally-leads-to-take-a-few-jibes-at-itself-214105-2013-10-12>

⁵⁸ https://www.youtube.com/watch?v=zyISoYzAT_Q

⁵⁹ <https://www.firstpost.com/entertainment/watch-ads-vs-reality-is-a-clever-parody-of-how-meaningless-certain-indian-ads-can-be-2430222.html>

3.2 新しい創作スタイル

誰もが、著作権の対象となるような創作的な表現を作り出すことができる。例えば、既存の表現から刺激を受け、その既存表現に新たな外観と操作感／アプローチを与える表現を作り、その表現を著作権で保護することもできる。ただし、この場合は、原作の所有者／著作者の既存表現を発展させる自身の意図を当該所有者／著作者へ通知しなければならない。

また、原作の所有者／著作者の許可・承認が得られたとしても、著作者の排他的権利または人格権の侵害訴訟を避けるために、改変した著作物が原作の創作的著作物から着想を得た、またはそれを発展させたものであることに言及し、関連する情報の詳細を提出しなければならない。

特にエンターテイメント業界では、短編映画の脚本、歌詞、楽曲および新世代の映画という形で、新たな創作的コンテンツが見られる。コンテンツは、現在の大衆の基準や嗜好に合わせた新たな外観と操作感を与えて、既存の古いコンテンツを改変していることが多い。デジタル化が進み、こういった種類の新たな創作物は、技術を背景に比較的容易に生まれるようになっている。

しかし、このように既存コンテンツを作り変えることは、盗用、原作著作者の名声、品位や創作的著作物の本質が損なわれるといった多くの物議を醸し出す可能性がある。

3.2.1 事例

事例 1：

Steve Vander Ark 氏により創設された「ハリー・ポッター・レキシコン(Harry Potter Lexicon⁶⁰)」は、ハリー・ポッターのファンが作成したハリー・ポッター・シリーズに関するオンライン百科事典である。そして、レキシコンには、出版されたすべてのハリー・ポッター書籍の詳細情報が含まれ、キャラクター、場所、生き物、呪文、魔法のデバイス等が一覧表示され、魔法の理論やその他のシリーズの詳細が分析されている。2007年10月、当該レキシコンに関する書籍出版の動きに対し、ハリー・ポッターの作者である J. K. Rowling 氏が出版停止を求めて訴えている⁶¹。訴状の中で、「多くのハリー・ポッター・ファンサイトが無料ウェブサイトという文脈でハリー・ポッター作品について議論する自由と、作者の望みと権利に反し、作者の創造的な作品を金銭的に儲けようとして、一方的にそれらのサイトを再パッケージ化して販売することとは大きな違和感がある」と主張した。裁判所は、作者側を支持して差止命令を発出するにあたり、出版物は派生的なものではなく、公平な使用（フェアユース）とみなすには作者の素材の複製があまりにも多く含まれていると判断した。本件は、米国で起きた事件であるが、インドの裁判所であっても、J. K. Rowling 氏と

⁶⁰ <https://www.hp-lexicon.org/>

⁶¹ <https://www.theguardian.com/books/2008/sep/08/harrypotter.usa>

サイト所有者との間で、そのサイトに含まれる作者の素材の複製自体とその将来の使用について取り決めがなかったことや、公平な使用（フェアユース）の観点を踏まえてみても、同様な判断になると考えられる。

一方で、本件では問題にならなかつたが、オンライン上で多くのファンによって作成したコンテンツをサイトの所有者が自ら出版するという観点について検討してみる。インドの裁判所が判断した同様な事例はまだ存在しないが、以下の 2 点を考慮し、一般的な見通しを示すことができる。まず、問題となっている特定ウェブサイトの規定／条件に注目する必要がある。サイト所有者が、明示的に特定ユーザがウェブサイト上で行ったすべての投稿に係る著作権（他媒体にその情報を送信する権利を含めて）は、サイト所有者に帰属すると述べている場合は、サイト所有者は、ファンの投稿を用いて本などの出版が可能である。しかし、同様な条件が会員（投稿を行うファン）となる前に明示されていない場合、投稿を作成したファンに、その著作権は帰属し、サイト所有者がそれを用いて商業目的で本を出版することは権利侵害となりうる。もう 1 点は、本の編集に際して、最小限でもサイト所有者の創造性があつたか否かであり、ユーザがウェブサイトに投稿したものと全く同じであれば権利侵害となるが、サイト所有者が本の編集に向けて僅かでも創造性を発揮したことを示すことができれば、サイト所有者が本を出版したとしても権利侵害は発生しないと考えられる。

事例 2 :

近年、ソーシャルメディア上の新しいトレンドとして、多くのユーザが自分の写真を加工して投稿するようになった。例えば、「old filter」と呼ばれるフィルターを利用し、ユーザの自撮り画像を自動的に数年後の自分の姿を予測した画像に加工・変換する「FaceApp」⁶²というアプリが登場し、一時期、スポットライトを浴びた。しかしながら、暫くして、「FaceApp」におけるプライバシーに関する強い懸念がユーザの間で広まった。例えば、iOS 用のアプリは、ユーザが自分の携帯電話のカメラロールへのアクセスを拒否設定していたにもかかわらず、その設定を上書き変更しているように見えたことが問題として取り上げられた。しかしながら、「FaceApp」の利用規約にアプリを通じてサーバ側にデータを保存する旨が記載されており、ユーザがこの規約に同意した後でないと、アプリが携帯電話にダウンロードされることはない仕組みであったことから、最終的には、大きな問題とはならなかつた。

なお、著作権の観点から見ても、特にユーザが自分の写真がアップロードされることに事前同意していないければ、その写真のアップロードがユーザの著作権を侵害することは明らかであるといえる。一方で、ユーザが自分の写真がアップロードされることに同意しており、本件のように、アップロード後にアプリにより写真が自動的に加工・変更されるものであれば、別途、利用規約等の取り決めがある場合を除き、加工・変更後の写真の著作権は、アプリの所有者が有することになると考えられる。

⁶² <https://www.indiatoday.in/information/story/things-you-need-know-faceapp-1571249-2019-07-19>

事例 3：

デジタル化が進み、インターネットを通じて、他者が提供するデータベースを容易に活用できるようになっている。そのため、例えば、情報技術を活用し、インド知財庁が提供するInPASS ような無料データベースからデータをスクレーピングし、同様なデータベースを構築することも技術的に可能といえる。しかしながら、データのスクレーピング自体が、個人情報保護、ウェブサイトの利用規約、サーバ負荷といった点に加え、著作権の観点から違法性が懸念されるとともに、同様なデータベースを構築する点でも著作権の問題が生じる可能性がある。

データのスクレーピングは、主にソースからのデータのコピーを含むため、著作権法の検討が重要である。ソース元のコンテンツ所有者の立場からすると、自身のソースからスクレーピングにより得られたデータによって作られたものは、コンテンツ所有者が著作権を有していると主張することもありうる。一方で、1957年著作権法第2(o)によれば、言語著作物には編集物が含まれることから、スクレーピングされたデータに基づいて作られたものは編集物となり、当該データを編集した者にその著作権が生じる可能性があるといえる。しかしながら、データのスクレーピングを行った者が、その編集物としての著作権を確立するためには、その編集に伴って最低限の創造性が生じていることを証明する必要があると考えられている。(EBC v. D.B. Modak [Appeal (civil) 6472 of 2004]事件において、インド最高裁が、技能と判断の教義に係る基準 (criteria of skill and judgment doctrine) を満たす編集物に著作権が存在することを再確認している。なお、この教義は、目新しさや自明さがないが、同時に、単に労働と資本の産物ではなく、最低限の創造性を伴うものであれば、著作権を有すると規定している。) つまり、スクレーピングにより入手したデータに基づき、独自のデータベースを編集した場合には、最低限の創造性を伴う編集物として、著作権の下で保護の対象となりうるが (McMillan v Suresh Chunder Deb, Govindan v Gopalakrishna 事件において、時間、資本、エネルギー、技術貢献によって開発された編集物は、共通のソースから得られたものであるにもかかわらず、「言語著作物」に相当し、著作権の下で保護されうると判示されている。)、ソース元のデータベースを完全複製・配布、実質的に類似したデータベースを作成・配布することは、著作権侵害となりうるといえる。

Chapter 4. インターネット上の著作権とその行使に係る新課題

4.1 技術的手段の保護と権利管理情報の保護

2012年、デジタル技術の進歩を踏まえ、インド著作権法が改正され、技術的措置の保護と権利管理情報の保護に関する2つ条文（著作権法第65A条、65B条）が追加された。なお、合わせて、デジタル技術の進歩を特に念頭において「公衆への伝達」に関する新たな定義が第2条(ff)に加わっている。

技術的措置は、権利者の利益保護のために、ファイルの利用範囲を著作権者が制限できるようとする措置である⁶³。コンピューターまたは機械によって、著作権者の権利が付随するデジタルメディアを改変し、複製、変換（フォーマット）、検査、共有、配布、保存もしくは使用を防ぐものである。当該措置は、著作権法上の権限を越えることのないよう適正に設計されなければならず⁶⁴、また、それを確保する負担を著作権者（または著作権者に委託された技術的措置を提供するメーカー）が担うことになる⁶⁵。

権利管理情報は、ファイル内容またはファイルと共に組み込まれる追加のメモであり、権利者の身元などの情報および／または著作権のある資料に関する利用規約のような他の情報⁶⁶を伝達するものである。

事例：技術的措置の保護

Sony Computer Entertainment Europe Ltd. Vs. Harmeet Singh & Ors.

2012年5月、デリー高裁は被告に対し、一方的差止命令を発出し、特に、不正ゲームソフトを販売するためにプレイステーションに内蔵されている技術的措置を回避したり、ソニーの商標権侵害に当たるような方法でゲーム機を改造したりすることを差し止めた⁶⁷。本件において、被告は不正ゲームソフトが動作するよう原告のプレイステーション3ゲーム機の内部機構に物理的に手を加え、少額の追加料を上乗せして販売または販売の申し出を行っていた。

⁶³ WIPO Performances and Phonograms Treaty, Art. 18

⁶⁴ これは既定の技術的措置が全面的に適用されるためである。著作権の例外と制限を考慮に入れる必要がある。

⁶⁵ <http://docs.manupatra.in/newsline/articles/Upload/B3645385-8FE2-4FF5-97E2-BBB09CC38F55.pdf>

⁶⁶ WIPO Performances and Phonograms Treaty, Art. 19 (2)

⁶⁷ *Sony Computer Entertainment Europe Ltd. vs. Harmeet Singh & Ors.* MIPR 2013 (1) 0101

4.2 著作権法と IT 法(仲介者責任)

4.2.1 仲介者

インドでは、2000年情報技術法第2条(1)(w)において、仲介者が定義されており、以下のようなものが含まれる。

- a. インターネットサービスプロバイダー：
インターネット上の基本インフラを提供し、ユーザがインターネット経由でアクセス、使用および共有できるようにするもの。
- b. ウェブホスティングサービスプロバイダー：
ウェブサイトを制作するためのスペースをインターネットユーザへ提供するオンライン業者。なお、ユーザは、これらのホストプラットフォームにコンテンツをウェブページとして掲載することもできる。
- c. 検索エンジン：
ユーザがインターネット上にある自身の要望に沿ったコンテンツを探索できるオンラインプラットフォームであり、ユーザが入力したクエリに従い、インターネット全体からコンテンツを収集・整理するウェブベースのプログラム⁶⁸。
- d. ソーシャルメディアプラットフォーム：
コミュニティベースの入力、交流、コンテンツ共有および連携専用のオンライン通信チャネルの共同体⁶⁹。
- e. オンラインマーケットプレイスおよびEコマースプラットフォーム：
製品売買プロセスに関わる当事者を複数有するウェブサイトや自社製品販売に特化したベンダー所有のウェブサイト。
- f. インターネット支払いシステム：
個人および企業が、提供する商品とサービスに対する顧客からの支払いをオンラインで徴収できる様々なシステム⁷⁰。

4.2.2 仲介者責任

関連規定： 2000年IT法第79条 (The Information Technology (IT) Act, 2000)

以下の一定要件を満たす場合に、仲介者の責任を免除すると規定されている。

- a. 仲介者が、第三者によって提供される情報の送信、一時的な保存、ホスティング時の通信システムへのアクセス提供、を行っているのみである。
- b. 仲介者が、依頼を受けても以下を行わない。
送信の開始／受信者の特定／情報の選択または変更
- c. 仲介者が、デュー・ディリジェンス、中央政府のガイドラインを遵守している。

⁶⁸ <https://www.thebalancesmb.com/search-engine-2867354>

⁶⁹ <https://whatis.techtarget.com/definition/social-media>

⁷⁰ <https://www.referenceforbusiness.com/small/Inc-Mail/Internet-Payment-Systems.html>

また、次の場合、仲介者の責任は免除されない。

「実際の知識を受け取った時点で、または政府もしくは適切な政府機関から、仲介者が制御するコンピューター・リソースにある、もしくはそれにつながっている情報、データまたは通信リンクが不法行為を行うために使用されているという通知を受けた時点で、仲介者が当該リソース上の資料へのアクセスを速やかに削除または無効にすることを怠った場合」

2011年IT規則の規則3 (The Information Technology (Intermediary Guidelines) Rules, 2011)

仲介者が従うべきデュー・ディリジェンス手続きの特に重要な側面は以下のとおりである。

- 仲介者は、自身のコンピューター・リソースのアクセスまたは使用に関する規約、プライバシー・ポリシー、ユーザ同意書を公開しなければならない。この規約は、所定の種類の禁止情報をホスト、表示、アップロード、変更、公開、送信、更新、共有しないようコンピューター・リソースのユーザに通知しなければならない。
- 仲介者は、禁止されている情報をそうと知りつつホストまたは公開してはならず、それを認識後、36時間以内に当該情報のユーザまたは所有者と協力して、当該情報を無効にしなければならない。

仲介者ガイドライン案 (Draft Intermediary Guideline, 2018⁷¹)

コンテンツを規制するガイドライン改正案であり、政府は、オンラインプラットフォームが「不法」とみなされるコンテンツを「積極的に」探し出し、エンドツーエンドの暗号解除の義務化を提案している。この案は、仲介者または規模を問わない様々なオンラインプラットフォームが、IT法第79条に基づきどのように事業を遂行する必要があるのかに関わるものである。これらのプラットフォームが送信し、その後エンドユーザによって公開されるコンテンツについて、既存のガイドラインは、これらのプラットフォームに免責を与えているが、法律による不法コンテンツの削除要請に従い、ユーザに情報提供する必要がある。

4.2.3 仲介者責任と著作権侵害

著作権法第52条(1)(c)には仲介者責任に関する記載があり、仲介者は、保存が侵害複製物にかかるものであると知るか、またはそのように信ずる合理的な根拠がある場合を除き、責任を問われないと定められている。

*Fermat Education v. Sorting Hat Technologies P. Ltd.*事件⁷²において、マドラス高裁は、仲介者プラットフォームにアップロードされた教材に関する著作権侵害係争を扱った。本件で被告は、著作権法第51条(1)(i)に基づく抗弁を棄却された。

⁷¹ <https://indianexpress.com/article/explained/the-it-rules-for-online-platforms-what-govt-proposes-to-change-5511059/>

⁷² CS(OS) 330 of 2018

4.3 オンライン海賊版への対応

4.3.1 オンライン上の海賊行為

インドのデジタル著作権侵害について見てみると、インドでは、2020年3月最終週のオンラインでの映画の著作権侵害が、同年2月の最終週と比べて62%増加している⁷³。バンガロール、ムンバイ、デリーがこの海賊行為の中心地となっている⁷⁴。著作権侵害行為は、映画だけではなく、配信サイトのオリジナル作品にも及んでいる。デジタル・プラットフォーム・セキュリティおよびメディアとエンターテインメントの世界的ソリューションプロバイダーIrdetoのレポートによると、インドのメディアおよびエンターテインメント業界は、年間収益のうち28億米ドルを著作権侵害で失っている。

4.3.2 裁判所によるオンライン海賊版への対応

インドの裁判所、特にデリー高裁は、デジタル著作権侵害に対する権利執行に係る法学の発展に大きな役割を果たしている。2002年、デリー高裁は、*Taj Television Ltd. and ors. v. Rajan Mandal and ors*事件⁷⁵において、「アショク・クマール命令」として知られる「ジョン・ドウ命令」を同裁判所で初めて発出した。その名が示すように、ジョン・ドウ命令は未知の当事者に対して執行可能な一方的命令で、身元不明の者による潜在的な侵害活動を禁止する一助となる。この命令が発出された後に、権利者が侵害事案に気付いた場合、原告は、提訴して裁判所が差止命令を出すのを待つ代わりに、この命令を侵害当事者へ提示することで、貴重な時間を節約できる。こういった命令の背景にあるのは、被告の身元が不明なことが、正義の追求の妨げにならないようにすることである。

しかし、元々のウェブサイトの削除後に出現し、そのサイトが表示していたものと同じ侵害コンテンツを表示する「ミラー／リダイレクト／英数字」サイトの存在のため、この命令は有効性を失いつつある。そこで、デリー高裁は、2019年4月10日、*UTV Software Communication Ltd. and ors v. 1337x.To and ors*事件⁷⁶において、「動的差止命令」という救済措置を初めて発出し、ウェブサイトをブロックする新たな法的枠組みを定めた。同裁判所は、*Disney Enterprise v. MI Ltd*事件⁷⁷におけるシンガポール高裁の決定を取り入れ、原告が、デリー高裁の共同登録官へ直接赴き、ウェブサイトに対して付与された既存の差止命令を、そのサイトと同じコンテンツを含むミラー／リダイレクト／英数字サイトへ拡張するよう求めることを認めた。これにより、これらの多岐にわたる不正サイト1つ1つに対して司法命令を取得する必要がなくなり、正規の知財権者の時間と費用の節約に寄与している。ただし、この法的枠組みは未だ創成期の段階に過ぎない。

⁷³ <https://www.livemint.com/news/india/india-sees-big-spike-in-film-piracy-post-covid-19-11589183182123.html>

⁷⁴ <http://www.businessworld.in/article/Online-Piracy-Things-You-Need-To-Know/06-07-2018-154163/>

⁷⁵ CS(OS) No. 1072/2002

⁷⁶ Cs (Comm) No. 724/2017

⁷⁷ (2018) SGHC 206

4.3.3 E コマース・ポリシー案 2019、海賊版対策措置

E コマース・ポリシー案 2019 には、E コマースに係るエコシステムが取引の透明性を保てるよう、仲介者が従うべきルールおよび勧告が含まれる。

海賊版対策措置（E コマース・ポリシー案 2019 のパートIII.D）（Anti-piracy measures (Part III. D of the Draft National E-commerce Policy, 2019)）

仲介者を通じて模倣品を販売するという非道徳的な傾向を制限することを目的としている。仲介者は、自社サイト／プラットフォームで入手可能となっている製品の販売者に関する詳しい情報を得ることが求められている。説明責任を確保するため、仲介者は製品が真正品であるという保証を提供することが必須とされており、顧客が利用しやすいものにしなければならない。E コマースサイトは、著作権侵害コンテンツのオンライン配信対策を整備し、申立が優先的に解決される「信頼された事業体」を特定するべきとされている⁷⁸。

上記予防措置と合わせて、模倣品に商標が付されて販売されている可能性があることを、その商標権者（およびライセンサー）に通知するメカニズムの整備も必須とされている。各プラットフォームは、高額商品や化粧品、または公衆衛生に影響を与える商品をウェブサイトに掲載する前に、商標権者から承諾を得ることが必要となる見込みである⁷⁹。さらに、著作権者からコンテンツの無断配信の連絡を受けた時点で、E コマースプラットフォームは速やかに、そのコンテンツを削除またはアクセスを無効にしなければならないとされている⁸⁰。

⁷⁸ <https://www.firstpost.com/tech/news-analysis/draft-e-commerce-policy-a-problematic-revision-of-intermediary-rules-for-trademark-and-copyright-liability-6168921.html>

⁷⁹ https://dipp.gov.in/sites/default/files/DraftNational_e-commerce_Policy_23February2019.pdf

⁸⁰ <https://www.firstpost.com/tech/news-analysis/draft-e-commerce-policy-a-problematic-revision-of-intermediary-rules-for-trademark-and-copyright-liability-6168921.html>

Chapter 5: デジタル著作権侵害関連訴訟の事例

5.1 Tips Industries Ltd. v. Wynk Music Ltd. & Anr.

事件番号 : Notice of Motion (L) No 197 of 2018 in Commercial Suit IP (L) No 114 of 2018;
Notice of Motion (L) No 198 of 2018 in Commercial Suit IP (L) No 113 of 2018

裁判所 : Bombay High Court

裁判官 : Hon'ble Mr. Justice S.J. Kathawalla,

判決日 : April 23, 2019

事件概要 :

原告の Tips Industries は、約 2 万 5,000 を超える録音物（以下、「レパートリー」という）の著作権者である。被告の Wynk Music Ltd. は、OTT（オーバーザトップ）オンライン音楽ストリーミングアプリケーション Wynk を所有する。2014 年に、原告は、年間 1300 万インドルピーで自社レパートリーをライセンスする契約を被告と締結した。この契約の終了後、両当事者は、新たなライセンス契約または更新のため再度交渉を開始したが、価格で合意に至らず、契約は成立しなかった。その後、原告は被告へ中止通告（cease and desist notice）を行い、自社レパートリーを Wynk プラットフォームから削除・無効にするよう求めた。この通告を受け、被告は、1957 年著作権法第 31D 条を拠り所に、法定ライセンスの権利を持つ放送団体であると主張した。その後、Tips Industries は同法第 31D 条に基づく被告の権利に異議を申し立てること、および Wynk が音楽ライブラリに保存していた Tips 所有の録音物の著作権侵害を主な根拠として、Wynk Music Ltd. を提訴した。この音楽ライブラリでは、ライセンス契約が終了した後もユーザが月額使用料を支払って、当該録音物を聴いたりダウンロードしたりすることができた。本件の争点は、以下の通り時系列で議論されている。

- a. 被告が自社のダウンロード／購入ビジネスに関する法定ライセンスを主張した点：
裁判所は、著作権で保護される録音物を商用販売／貸与する権利は、当該録音物を公衆へ伝達する権利とはまったく別のものであるという見解を述べた。裁判所は、著作権法第 14 条(1)(e)(ii)に基づき録音物の著作権者に付与される排他的権利は、同法第 14 条(1)(e)(iii)で規定される録音物を公衆へ伝達する排他的権利と重複しないとはっきりと述べた。さらに、同法第 31D 条は、放送による公衆への伝達を希望する放送団体にのみ適用されることが、同条を読むだけでわかる。また、裁判所は、立法府は商用販売または貸与する権利と放送する権利の違いを十分認識していたはずであり、貸与と販売を適用範囲内に含めようと意図していたのであれば、明確な言葉を使ってその旨を同法第 31D 条に規定していただろうという点にも言及した。このため、被告は、第 31D 条に基づき、ダウンロードおよび購入機能に関する法定ライセンスを行使することはできないと結論付けた。

- b. 被告がインターネット放送を目的とした、原告レパートリーに関する法定ライセンスを行使するために第 31D 条を根拠として主張した点：

裁判所は、この争点を最重要項目と述べるとともに、同法第 31D 条で規定される法定ライセンスは、権利者の排他的権利の例外であるため収用的である、と述べた。したがって、収用的法律である同法第 31D 条は、制定された目的に沿って厳格に解釈されなければならず、また、立法府は、著作権改正時に、デジタル技術とその動向（インターネット上の音楽の共有、ストリーミングおよびダウンロードなど）が普及していることを十分認識してたと裁判所は述べた。このため、立法府がインターネットストリーミングおよび／またはダウンロードに関する法定ライセンスを明確に規定していない点から、それが第 31D 条の範囲内にあると解釈してはならない。さらに、2013 年著作権規則 29 および 31 も、この法定ライセンス制度はラジオおよびテレビ向けで、インターネット放送に向けたものではないと示していると述べた。加えて、裁判所は、審判委員会による使用料率の事前の決定は、同法第 31D 条に基づく法定ライセンスの権利行使するための必要前提条件であるとも述べた。このことから、審判委員会による使用料率の事前決定がなければ、被告は同条に基づいて法定ライセンスを実施できなかつたということになる。

- c. 差止命令の付与について：

両当事者間の交渉が決裂した後も、被告は支払いをすることなく原告のレパートリーを使用し続けている。また、原告は、当該訴訟において損害賠償金を請求していないため、原告の侵害訴訟は、金銭が動機であると言うことはできない。さらに、被告に不利な命令が下っても、それによって被告の事業が停止することや、回復不能な損害を被ることはないところ、被告が使用料を支払うことなく原告のレパートリー全体を利用することで原告は不利益を被ることになるから、比較衡量に関して、原告に有利な状況である。このことから、裁判所は、被告は故意に使用料を支払わずに原告の著作権を侵害しており、暫定差止命令の付与が妥当な救済措置であると判示した。

5.2 Jagran Prakashan Limited V Telegram FZ LLC & Ors.

事件番号 : CS(COMM) 146/2020

裁判所 : Delhi High Court

裁判官 : Hon'ble Ms. Justice Mukta Gupta

判決日 : May 29, 2020 年 5 月 29 日

事件概要 :

原告 (Jagran Prakashan Limited) は、紙・デジタル版とともにインド全土で配布されているヒンディー語有力紙 Dainik Jagran の発行元である。技術革新の波に乗って読者数を広げるため、無料デジタル版が公式サイト www.jagran.com で閲覧できるようになっており、また E-ペーパーという有料定期購読も可能となっている。原告は、商標 DAINIK JAGRAN/ の権利者でもあり、当該商標に係るバリエーションがいくつかの区分で登録されている。第一被告 (Telegram FZ LLC) はドバイを拠点とする IP サービスプロバイダーで、様々なオペレーティング・システムで利用できる無料のインスタント・メッセージおよびボイスオーバーIP サービスをユーザへ提供している。チャンネルを作る際に匿名性を維持できるというアプリケーション特有の機能により、原告の E-ペーパーが不特定の複数ユーザ（まとめて第二被告という）によって PDF で不正に配布され、E-ペーパーの商標と著作権が侵害されていた。原告はデリー高裁へ提訴し、被告による知財権侵害を差し止めため、1908 年民事訴訟法命令 39 規則 1 および 2 に基づく暫定差止命令を請求した。

原告代理人の主張によると、無料デジタル版が公式サイトで閲覧できるようになっているが、セキュリティ機能があり、ユーザが紙面を PDF でダウンロードできないようになっている。チャンネルを作る際に第一被告の匿名機能を使うことで、t.me/dainkjagran、t.me/dainikjagranhindi、t.me/dainikjagran_jnm、t.me/dainikjagranpdf、t.me/dainik_jagran、t.me/dainikjagran、t.me/DJagran、t.me/Dainik_Jagran_pdf、t.me/Fainik_Jagran_News、t.me/dainikja というユーザ ID を持つチャンネルが複数作られ、そこに原告の E-ペーパーが PDF でアップロードされていた。さらに、これらのチャンネルによって、有料購読限定となっている、以前の版の E-ペーパーをすべてダウンロードできる機能も利用できるようになり、原告の登録商標と著作権保護されたコンテンツの侵害となるだけでなく、回復不能な経済的損失も引き起こされていた。

原告は主張した第一被告は仲介者ではあり、原告の E-ペーパーの複製、採用、送信および配布を許可した点で、本件において責任がある。これは、第二被告であるチャンネルの購読者の数が増加している（2020 年 5 月 16 日の 18989 人から同年 5 月 18 日の 19239 人）ことからも明らかである。

さらに、第一被告は、2011 年情報技術（仲介者ガイドライン）規則 3(2)(d) および(4)、2000 年情報技術法第 79 条(3)(b)に基づくデュー・ディリジェンスを実施しなかった。これらの法規によると、こういった侵害行為の事実を書面または E メールで受け取ってから 36 時間

以内に適切な措置（ここでは第二被告のチャンネルのブロック）を講じなければならないが、原告の再三の要請にもかかわらず、それは行われなかつた。

Mukta Gupta 判事は原告代理人に同意し、比較衡量については原告に有利である判示した。そして、裁判所により、以下の指示が発出された。

- 原告を支持し、1908 年民事訴訟法命令 39 規則 1 および 2 に基づく暫定差止命令を発出する。
- 上記チャンネルのユーザ／所有者の会員に関する基本情報を開示し、当該チャンネルを 48 時間以内にブロックするよう第一被告に指示する。

[特許庁委託事業]

インドにおけるデジタル・ネットワークと著作権

2021年2月

禁無断転載

[調査受託]

S.S. RANA & CO.(法律事務所)

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)